

「藤沢市子ども・子育て支援事業計画」

第4章における掲載事業(155事業)

令和元年度及び
平成27年度～令和元年度(5年間)の取組について

藤沢市子ども・子育て支援事業計画に掲げた計画事業の令和元年度達成状況

基本目標	評価		A		B		C		D		E		未評価	事業数
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合		
1. 子育て支援の充実	26	49%	25	47%	1	2%		0%		0%		0%	1	53
2. 親子の健康の確保及び増進	6	32%	12	63%	1	5%		0%		0%		0%		19
3. 豊かな心を育む教育環境の整備	11	33%	21	64%		0%		0%		0%		0%	1	33
4. 子育てしやすい生活環境の整備	8	62%	5	38%		0%		0%		0%		0%		13
5. 仕事と家庭との両立の推進	7	100%		0%		0%		0%		0%		0%		7
6. 配慮を必要とする子ども・家庭への支援	22	92%	2	8%		0%		0%		0%		0%		24
7. 若者の自立支援の充実	1	17%	5	83%		0%		0%		0%		0%		6
合計	81	52%	70	45%	2	1%	0	0%	0	0%	0	0%	2	155

■各計画事業の評価基準(A~E)について

評価については(A~E)の5段階方式による
所管部署それぞれの自己評価とし、進捗状況
によって次のように区分しています。

A = 90%以上

B = 70~90%未満

C = 50~70%未満

D = 30~50%未満

E = 30%未満

■目標達成状況 C,D以下の事業及び未評価一覧

評価	ページ	事業NO	事業名	取組と今後の事業計画、課題等	担当課
C	P5	21	幼稚園に対する認定子ども園への移行支援	認定こども園への移行を検討する施設に対し、各施設の実情に応じた支援を実施した。	保育課
C	P14	71	療育医療給付事業(経由事務)	令和元年度は、該当なし。引き続き、結核で長期療養を必要とする児童への心身両面にわたる支援を行うため、県知事へ医療給付に関する手続きの経由事務を行います。	保健予防課
未評価	P9	45	施設型給付幼稚園移行時の保育料軽減	幼児教育・保育の無償化に伴い、平成30年度をもって事業を終了した。	保育課
未評価	P16	80	高校生のシチズンシップ教育の普及事業	平成28年度に本事業は終了。	青少年課

藤沢市子ども・子育て支援事業計画に掲げた計画事業の平成27～令和元年度(5年間)達成状況

スポーツ入力

基本目標	評価		A		B		C		D		E		未評価	事業数
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合		
1. 子育て支援の充実	26	49%	27	51%		0%		0%		0%		0%		53
2. 親子の健康の確保及び増進	6	32%	12	63%	1	5%		0%		0%		0%		19
3. 豊かな心を育む教育環境の整備	10	30%	23	70%		0%		0%		0%		0%		33
4. 子育てしやすい生活環境の整備	8	62%	4	31%		0%	1	8%		0%		0%		13
5. 仕事と家庭との両立の推進	4	57%	3	43%		0%		0%		0%		0%		7
6. 配慮を必要とする子ども・家庭への支援	22	92%	2	8%		0%		0%		0%		0%		24
7. 若者の自立支援の充実	1	17%	5	83%		0%		0%		0%		0%		6
合計	77	50%	76	49%	1	1%	1	1%	0	0%	0	0%		155

■各計画事業の評価基準(A～E)について

評価については(A～E)の5段階方式による
所管部署それぞれの自己評価とし、進捗状況
によって次のように区分しています。

A = 90%以上

B = 70～90%未満

C = 50～70%未満

D = 30～50%未満

E = 30%未満

■目標達成状況 C,D以下の事業及び未評価一覧

評価	ページ	事業NO	事業名	取組と今後の事業計画、課題等	担当課
C	P14	71	療育医療給付事業(経由事務)	平成28年度～令和元年度は、該当なし。	保健予防課
D	P22	113	藤沢市道路特定事業計画の推進	平成27年度に「バリアフリー法」に基づく善行駅周辺地区移動円滑化基本構想を策定、平成28年度から事業着手し、令和元年度までに計画9路線のうち、3路線の整備が完了、整備中が2路線となっている。今後も令和8年度の事業完成を目指して取り組んでいく。	道路整備課

●基本目標1 「子育て支援の充実」

施策の柱	個別事業に対する評価						事業の達成状況
	番号	事業名	担当課	取組の方向	取組と今後の事業計画、課題等		
子育て支援サービスの充実	1	子育て支援センター事業の充実	子育て企画課	子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として、親子の交流の場の提供や子育てに関する相談、情報提供などの基本的な機能のほか、利用者支援の充実を図るため、保育サービスの情報提供や母子保健相談の実施を検討します。平成27年度3か所。	令和元年度	子育て支援センターにおいて、乳幼児及びその保護者の相互の交流や相談、情報共有、講習会等を実施。延べ利用者数は68,613人、相談件数は11,908件。ニーズの多様化に対応したイベントの企画や個別相談に対応した。地域の方と共に行う事業も実施し、地域の中での子育てをサポートしてきた。より充実した子育て支援のあり方を検討しながら、利用者の拡大を図っていく。	B
					平成27～令和元年度(5年間)	3か所だった子育て支援センターが平成28年度より4か所になり、地域の子育て支援がよりきめ細やかに出来るようになった。妊娠期からの切れ目ない支援として平成28年度より子ども健康課との兼務保健師を2名を子育て企画課に配置し、更に子育て支援センター2か所にも栄養士と保健師または助産師を配置したことにより、産前産後の相談や子どもの健康面、栄養面などの相談にもより細やかに応じられるようになった。	B
	2	つどいの広場事業の充実	子育て企画課	子育て支援センターと連携しながら、子育て相談や地域の実情に合わせた子育てに関する講習会を実施します。平成27年度4か所。	令和元年度	4か所のつどいの広場において親子が気軽に集い、語り合うなどの相互交流を中心に、相談・情報提供を実施。延べ利用者数は16,999人。継続して地域のニーズに合わせた支援を図るため、子育て支援センターと連携し、出張相談や講習会等実施したりHPやチラシなどで周知し利用者を拡大していく。	B
					平成27～令和元年度(5年間)	市内に4か所(鶴沼、藤が岡、中里、善行)の広場を実施。子育て中の家庭を支援するため、子育て支援センターと連携しながら、栄養士・助産師・兼務保健師による出張相談や講習会等実施し、地域のニーズに合わせた支援の充実を図った。	B
	3	子育てふれあいコーナー事業の推進	子育て企画課	遊びを通して、気軽に相談ができることで、子育てに対する不安や悩みを軽減するとともに、親子の交流の促進を図ります。平成27年度21か所。	令和元年度	身近な場所にある地域子どもの家・児童館を活用し、親子同士や子育てボランティアとの相互交流や育児相談を22か所で実施。延べ利用者は2,993人。課題として子育てボランティアの不足があげられる。充実した支援の継続のため、子育てボランティア養成講座の周知方法等を検討していく。	B
					平成27～令和元年度(5年間)	平成27年度は21か所、平成28年度より22か所の地域子どもの家・児童館にて実施。遊びを通して、気軽に相談ができることで、子育てに対する不安や悩みを軽減するとともに、親子の交流の促進を図ってきた。	B
	4	藤沢版つどいの広場への支援	子育て企画課	引き続き、子育てアドバイザーの派遣などにより、その活動を支援します。	令和元年度	市内7か所において藤沢版つどいの広場の実施。延べ利用者は3,995人。より充実した支援を図るため、子育てアドバイザーによる出張相談や親子ふれあい遊びの紹介、栄養士・助産師による巡回相談も行った。	B
					平成27～令和元年度(5年間)	より地域に密着した場所で子育て支援が図れるよう、市内7か所でつどいの広場に準じて実施した。	B
	5	利用者支援の充実	子育て企画課 保育課	保育サービスの情報提供として、保育コンシェルジュによる相談のほか、地域の子育て支援センター等での実施を検討します。産前・産後における相談支援の充実に向けた検討を進めます。	令和元年度	保育コンシェルジュによる保育相談を市役所で実施するとともに、出張相談として予約制で湘南台・辻堂・六会子育て支援センターでも実施した。今後は、より充実した産前産後の支援を検討していく。	A
					平成27～令和元年度(5年間)	保育コンシェルジュの出張相談を、市内3か所(1か所は平成28年度から)で行い、保護者のニーズに応じた保育サービスに関する情報提供や相談業務を行った。また、相談においては、子ども健康課と子育て企画課の兼務保健師や地区担当保健師とも連携し、妊娠・出産期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援の推進を図った。	A
	6	地域に開かれた保育園	保育課	引き続き、子育て家庭交流事業、小・中・高校生と園児との交流、世代間等交流事業、体験保育、子育て相談などを行います。	令和元年度	地域の子育て家庭交流事業や子育て相談の充実を図った。今後も、地域や保育のニーズにあった事業の実施を行うとともに、小・中・高校生をはじめとする世代間交流等を実施していく。	A
					平成27～令和元年度(5年間)	平成30年度までに基幹保育所を3施設とし、基幹保育所を中心とした地域の子育て家庭交流事業や子育て相談の充実を図った。また、小・中・高校生をはじめとする世代間交流等や、地域の協力による手話でのお話会や季節の行事等を行い、地域に根ざした取組を進めた。	A
	7	一時預かり事業の推進	保育課	一時預かりの需要は高いことから、新設園・改築園において一時預かりの実施を推進し、より多くの希望者の受け入れを図ります。	令和元年度	令和元年度は公立、法人立合わせて21施設で一時預かり事業を実施した。今後は教育・保育の提供区域ごとの利用率等を考慮しながら、事業の充実を図っていく。	B
					平成27～令和元年度(5年間)	公立保育所及び法人立認可保育所で一時預かり事業を実施し、保護者の子育ての負担軽減など、多様な保育ニーズへの対応を図った。また、認可保育施設の整備に合わせ、実施施設の増加等、事業の充実を図った。	B

●基本目標1 「子育て支援の充実」

施策の柱	個別事業に対する評価					事業の達成状況		
	番号	事業名	担当課	取組の方向	取組と今後の事業計画、課題等			
子育て支援サービスの充実	8	ファミリー・サポート・センター事業の充実	子ども家庭課	「おねがい会員」の多様なニーズに対応できるようにするため、広く事業のPRを行い「まかせて会員」の会員数の増加に取り組みます。また、料金等も含め誰もが利用しやすい制度となるよう検討を進めます。	令和元年度	【実績】 ・おねがい会員:6,508人 まかせて会員:1,043人 どっちも会員:594人 ・活動件数・・・13,085件 【課題と今後の取組】 「おねがい会員」の増加数に対して、「まかせて会員」の増加数が少ないことから、市民ニーズの増加も想定し、「まかせて会員」数を増やすことが必要である。引き続き広報ふじさわ等を活用し、事業周知を行うほか、公共施設等にチラシを配架するなど「まかせて会員」数の更なる増加に取り組む。	A	
					平成27～令和元年度(5年間)	積極的な周知活動の結果、会員数が増加し、子育て支援の充実につながった。	A	
	9	トワイライトステイ事業の推進	子ども家庭課	地域ごとの利用状況等を踏まえ、実施施設の拡大や支援の充実を図ります。	令和元年度	【実績】 延べ利用日数・・・93日 【課題と今後の取組】 トワイライトステイ(事業所型)の利用者数が少ないため、積極的な周知活動を行い、本事業の利用を必要としている方に情報が行き届くように努めていく。	A	
					平成27～令和元年度(5年間)	積極的な周知活動の結果、5年間で登録児童数は約1.7倍増となり、子育て支援の充実につながった。	A	
	10	ショートステイ事業の推進	子ども家庭課	利用状況を踏まえ、利用者のニーズに応じた支援内容の充実を図ります。	令和元年度	【実績】 ・延べ利用日数・・・204日 【今後の取組】 ・登録児童数は年々増加しており、今後も需要が見込まれることから、継続して事業に取り組む。	A	
					平成27～令和元年度(5年間)	積極的な周知活動の結果、5年間で登録児童数は約1.7倍増となり、子育て支援の充実につながった。	A	
	11	ブックスタート事業	総合市民図書館(子育て企画課)(子ども健康課)	ブックスタート事業の目的の共有化や資質向上等の目的のため、職員とボランティアの交流会・研修会を行います。ブックスタート前後の乳幼児とその保護者など、幅広い年齢の子どもに向けて、読書に関心を持つ機会の拡充を図るため、啓発の機会を検討します。	令和元年度	ブックスタート事業を48回実施し、3,326人に配付するとともに、ブックスタートボランティア交流会を1回実施した。また、ブックスタート事業前後のフォローアップ事業として、母子健康手帳交付時、「こんにちは赤ちゃん事業」実施時及び3歳6か月健診時にそれぞれ啓発リーフレットを配付した。	A	
					平成27～令和元年度(5年間)	ブックスタート事業を毎年48回実施し、5年間で17,438人に配付するとともに、ブックスタートボランティア交流会を5回、研修会を4回実施した。また、ブックスタート事業前後のフォローアップ事業として毎年、母子健康手帳交付時、「こんにちは赤ちゃん事業」実施時及び3歳6か月健診時にそれぞれ啓発リーフレットを配付した。	A	
	乳幼児期の保育・教育の充実	12	法人立保育所における保育内容の充実	保育課	社会福祉法人立などの認可保育所に対して、人件費を中心とした運営費などの助成を行い、保育内容の向上及び施設運営の安定を図ります。	令和元年度	安定的な施設運営と保育内容の充実を図るため、人件費・管理費などの運営費を助成するとともに、保育士の確保に向けた補助事業を実施した。今後も、多様化する保育ニーズに対応し、保育環境の充実を図るため、引き続き運営費を助成する。	B
						平成27～令和元年度(5年間)	人件費・管理費などの運営費の助成により、安定的な施設運営と保育内容の充実を図った。また、保育士宿舎借り上げ支援事業等や奨学金返済補助金等、保育士の確保に向けた補助事業を創設し、保育所等及び保育士個人への支援を行い、市内施設における保育士の就職及び離職防止に寄与した。	B
		13	保育所等の計画的な整備や受入児童数の拡大	子育て企画課	待機児童解消加速化プランによる国・県の補助制度を積極的に活用し、保育所や小規模保育施設の新設など施設整備を積極的に進め、定員の拡大を図ります。平成31年度までに、保育所の新築・改築などにより、定員拡大を図ります。地域型給付の対象となる0歳児から2歳児までの低年齢児の待機児童解消を図るため、小規模保育施設等の新設を進めます。	令和元年度	令和2年4月の保育需要に対応するため、令和2年度に行う予定であった公募選定を前倒しして行う等、認可保育所の新設及び既存認可保育所の再整備により積極的な定員拡大を図った。	A
						平成27～令和元年度(5年間)	「子ども・子育て支援事業計画」における教育・保育の量の見込みに対応するため、平成27年度から令和元年度までの5ヵ年計画である「藤沢市保育所整備計画(ガイドライン)」に基づき、認可保育所及び小規模保育事業所の新設整備(届出保育施設からの認可化移行含む)や老朽化等による既存保育園の再整備を行った結果、5年間で合計2,268人の定員拡大が図られた。	A
14		休日保育事業の実施	保育課	現状は南部に2か所で実施しており、平成31年度までに5か所(50人)の実施を目指します。	令和元年度	市内4か所で休日保育を実施した。今後も、多様化する保護者の就労形態と保育ニーズに対応するため、実施箇所の拡大を検討する。	B	
					平成27～令和元年度(5年間)	平成29年度に北部(湘南台)で休日保育事業を1か所開設し、市内4か所で休日保育を実施した。今後も、多様化する保護者の就労形態と保育ニーズに対応するため、実施施設の拡充等の検討を行う。	B	

●基本目標1 「子育て支援の充実」

施策の柱	個別事業に対する評価						
	番号	事業名	担当課	取組の方向	取組と今後の事業計画、課題等		事業の達成状況
乳幼児期の保育・教育の充実	15	病後児保育の推進	保育課	今後は新設園に実施を要請し、開設場所を増やすことで保護者が利用しやすい環境づくりを目指します。 地域のバランスを考慮しながら増設を検討します。	令和元年度	法人立認可保育所3施設において、病後児保育を実施した。また、新たに、企業主導型保育事業1施設において、幼稚園・認可外保育施設の利用者を対象とした病後児保育事業を実施した。今後、病児保育事業を実施する中での事業のあり方等の検討を行う。	B
					平成27～令和元年度(5年間)	法人立認可保育所3施設での継続的な実施に加え、令和元年10月から、企業主導型保育事業1施設での実施による利用者の拡充を図り、病後児保育事業の充実を図った。	B
	16	延長保育事業の充実	保育課	今後新設される園に対して、延長保育の長時間化の実施を要請します。	令和元年度	既設の認可保育所において、継続的に延長保育事業を実施するとともに、令和元年度新設園においても事業を実施した。今後も新設園等の実施の推進を図っていく。	A
					平成27～令和元年度(5年間)	公立・法人立認可保育所において延長保育事業を実施し、多様化する保護者の就労形態と保育ニーズへの対応を図った。	A
	17	夜間保育事業の推進	保育課	保護者ニーズを踏まえながら、その増設を検討します。	令和元年度	東南地区の法人立認可保育所1施設で実施した。現在、全ての認可保育所において延長保育事業を実施していることから、夜間保育のニーズを踏まえ、方向性を検討する。	B
					平成27～令和元年度(5年間)	東南地区の法人立認可保育所1施設で実施し、夜間保育ニーズへの対応を図った。	B
	18	届出保育施設への支援	子育て企画課 保育課	認可保育所・小規模保育施設への移行を進めます。	令和元年度	届出保育施設に対し、入所児童の健康診断等に係る経費の一部を補助し、保育環境の維持・向上を図った。また、神奈川県が実施する立入調査への同行や基幹保育所を中心とした巡回訪問の実施により、施設の実態把握や保育内容に関する相談等を行い、保育の質の確保に向けた支援を行った。	B
					平成27～令和元年度(5年間)	認可保育所への移行を目指す届出保育施設に対し、運営費補助や施設整備にかかる補助を行うことにより、認可保育所への円滑な移行が図られ、3施設が認可保育所へ移行した。その結果、168人の定員拡大が図られた。また、届出保育施設に対する児童の健康・安全に係る補助事業の実施や、基幹保育所による巡回訪問等による保育内容の相談等を継続的に実施し、質の確保に向けた支援を行った。	A
	19	保育サービスの第三者評価の実施	保育課	今後も引き続き、第三者評価を実施し、保育サービスの質の維持・向上を図ります。	令和元年度	公立保育所において、継続的に第三者評価を実施した。今後は、法人立認可保育所による実施を推進していく。	B
					平成27～令和元年度(5年間)	認可保育施設における第三者評価の実施を推進し、保育サービスの質の維持・向上を図った。	B
	20	幼児教育の振興	保育課	幼稚園・幼児教育施設に継続して助成を行うことにより、教育環境の向上を進めます。	令和元年度	幼児教育の振興・充実と保護者の経済的な負担軽減を図るため、幼稚園及び幼児教育施設に対し、教材教具の購入や園児・教職員の健康管理に係る経費への助成を行った。今後、幼児教育・保育の無償化の影響等を踏まえ、事業の見直しを検討する。	B
					平成27～令和元年度(5年間)	幼稚園及び幼児教育施設への助成により、教育環境等の充実を図った。	B
	21	幼稚園に対する認定こども園への移行支援	保育課	具体的な支援策を検討し、積極的に支援を行うことにより設置の促進を図ります。	令和元年度	認定こども園への移行を検討する施設に対し、各施設の実情に応じた支援を実施した。	C
					平成27～令和元年度(5年間)	認定こども園への移行に向けて、神奈川県との調整や必要な情報提供等の支援を行った結果、平成29年度に私立幼稚園1施設が移行した。	B
22	実費徴収に係る補足給付を行う事業	保育課	国の基準に基づき、教材費や行事参加費等の実費負担に対して、助成を行います。	令和元年度	引き続き、認可保育施設等に対する助成を行うとともに、10月から実施された幼児教育・保育の無償化に伴い、幼稚園利用者の給食費に対する助成を行った。	B	
				平成27～令和元年度(5年間)	低所得者世帯の経済的な負担軽減を図るため、認可保育施設等の利用者が負担する教材費や行事参加費等の実費について助成するとともに、幼稚園利用者の給食費に対する助成を行った。	B	

●基本目標1 「子育て支援の充実」

施策の柱	個別事業に対する評価					事業の達成状況	
	番号	事業名	担当課	取組の方向	取組と今後の事業計画、課題等		
乳幼児期の保育・教育の充実	23	幼稚園における預かり保育の長時間化等の推進	保育課	幼稚園事業者と協議のうえ、早期に具体的な支援策を検討します。	令和元年度	引き続き、幼稚園への預かり保育の推進に向けた支援を行った。今後は、幼児教育・保育の無償化の影響を踏まえ、預かり保育の長時間化等に向けた検討を行う。	B
					平成27～令和元年度(5年間)	幼稚園の預かり保育に係る人件費の補助等を実施し、保護者の就労等、保育ニーズの高い児童が幼稚園を利用できるよう、事業の推進に向けた支援を行った。	B
	24	藤沢型認定保育施設への支援	子育て企画課 保育課	今後の待機児童の状況を踏まえながら、当面の間、新たな認定を行います。	令和元年度	引き続き、藤沢型認定保育施設に対する運営費の助成を行うとともに、幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、保育の質の維持・向上を図るため、補助基準や金額の見直しを行った。	B
					平成27～令和元年度(5年間)	待機児童の解消に向けた認可外保育施設への支援策として、平成28年度には、従来の基準に加え、新たな認定区分を設けることで対象施設の拡充による保育の受け皿確保を図るとともに、保育の質の維持・向上に向けて、基幹保育所と連携した巡回相談等を実施し、保育環境の充実に努めた。	B
	25	保育所・幼稚園における児童の安全確保の充実	保育課	今後、看護師の配置を行う園に対する補助を検討します。	令和元年度	保育所等において安全・安心な保育を提供できるよう、引き続き、看護師等を配置する法人立認可保育所に対して助成を行うとともに、アレルギー対応や感染症予防、事故防止のほか、園外活動における注意事項等について情報提供を行った。	B
					平成27～令和元年度(5年間)	児童の健康管理、感染症の予防、アレルギー対応等の取組を充実するため、看護師又は保健師を配置する法人立認可保育所に対して助成を行った。今後も施設における安全確保の向上に向け、保育所等における看護師等の配置拡大について検討していく。	B
子どもの居場所の充実	26	放課後児童健全育成事業	青少年課	放課後児童クラブの量の見込み3,650人に対し、「藤沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき、平成31年度までの5年間で新たな基準に則した放課後児童クラブの施設整備及び運営を図ります。平成31年度までに、20%を小学校内で実施することを目指します。放課後児童クラブの実施に当たっては、教育委員会と連携を図るとともに、小学校の余裕教室の活用について協議します。すべての放課後児童クラブで、開所時間を午後7時まで実施します。放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的、または連携による実施について検討を進めます。障がい児等の受け入れにあたっては、バリアフリーなど障がい配慮した施設整備を計画します。	令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年3月策定の「藤沢市放課後児童クラブ整備計画」に基づき、施設整備を行った。 ○新設4か所…湘南こども村シリウス(大銀小学校区)、あおぞら鶴沼(鶴沼小学校区)、コスモス児童クラブ(秋葉台小学校区)、森の子児童クラブ(羽鳥、明治小学校区) ○移転4か所…麦の子児童クラブ(明治小学校区)、つばめ児童クラブ(新林小学校区)、えとす児童クラブ(天神小学校区)(定員確保策として緊急開所していた第2そよぞよ児童クラブを本設化)、こぐま児童クラブ(羽鳥小学校区)(定員確保策として緊急開所していた第2小羊児童クラブを本設化) ○拡張1か所…さくらんぼ児童クラブ(長後小学校区) ・令和2年度の整備に向け検討・調整を行った。 ○公募による新設3か所…大越小学校区児童クラブ、新林小学校区児童クラブ、鶴洋小学校区児童クラブ ○複合施設内への移転1か所…チンチロ児童クラブ(大道小学校区) ・依然として待機児童が発生していることから、令和2年度からの5か年を対象とする第2期藤沢市放課後児童クラブ整備計画に基づき、児童クラブの整備を進めていく。 	B
					平成27～令和元年度(5年間)	藤沢市放課後児童クラブ整備計画に基づき、定員確保策としての緊急開所を含む22か所のクラブを新設するとともに、定員確保策として緊急開所していたクラブの本設化を含む11か所のクラブの移転に取組んだ。	B
	27	放課後子ども教室推進事業	青少年課	教育委員会と連携を図り、希望する小学校区を調査、把握し、実施に向けて計画的な整備を推進します。平成31年度までに、一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を、新たに3か所整備することを目指します。放課後子ども教室の実施にあたり、余裕教室の活用については、教育委員会と連携を図り、事業計画を定めるとともに責任体制を明確化します。放課後子ども教室及び放課後児童クラブの一体的、または連携による実施について検討を進めます。	令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> ・小糸・亀井野・富士見台小学校区において放課後子ども教室を実施した。令和元年度利用児童数 小糸小学校区 2,283人、亀井野小学校区 7,246人、富士見台小学校区 2,139人 小糸小学校区においては、隣接するたんぼ児童クラブの児童が延べ140人利用した。 亀井野小学校区においては、同小学校区のかめの子児童クラブの児童が延べ282人利用した。 ・当事業の拡充に向け、学校・教育委員会等と協議・検討を行った。 	B
					平成27～令和元年度(5年間)	<ul style="list-style-type: none"> ・小糸・亀井野・富士見台小学校区において放課後子ども教室を実施した。 ・富士見台小学校区においては、平成30年11月～平成31年2月に放課後子ども教室の試行実施を行い、平成31年4月から本格実施となった。 ・当事業の拡充に向け、保護者との意見交換会の実施や学校・教育委員会等と協議・検討を行った。 	B
	28	公民館での子ども開放事業の実施	生涯学習総務課	子ども自身自身が企画・運営を行ない、横のつながりを深める事業を実施します。子どもが自由に来館して、さまざまな遊び等を体験できる事業を実施します。体育室や学習室を開放し、異年齢での交流を深める事業を実施します。	令和元年度	学習室の開放事業では、子どもたちに学習の場を提供した。また、各公民館で実施した体育室の開放事業では、子どもでも参加しやすい卓球やバドミントン等を実施した。	B
					平成27～令和元年度(5年間)	公民館の開放事業に多くの子どもたちが参加することができ異年齢間での交流が図られたことから、今後も引き続き公民館において、子どもを対象とした開放事業等を実施していく。	B

●基本目標1 「子育て支援の充実」

施策の柱	個別事業に対する評価					
	番号	事業名	担当課	取組の方向	取組と今後の事業計画、課題等	事業の達成状況
子どもの居場所の充実	29	学校体育施設開放の充実	スポーツ推進課	子どもたちに親しみやすいスポーツ活動の場を確保するため、身近な学校体育施設の開放充実を図ります。	令和元年度 ・市内小中学校54校の体育館と校庭の開放、市内小学校35校のプール開放を実施。 ・今後も継続して学校体育施設の開放を実施する予定。 ●R元実績(延べ) 体育館(回数10,314回:、人数:209,427人)、校庭(回数:6,124回、人数:298,458人)プール(回数:125回、人数:4,914人) ・学校体育施設の老朽化に対する修繕・スポーツ物品の購入等、実施することで、安心安全な学校開放事業とすることが必要。 ・プール一般開放事業については利用人数の少ない学校もあるため、費用対効果を検証し改善する必要がある。	A
					平成27～令和元年度(5年間) 市民にとって身近な存在である学校の体育施設を有効活用することで、健康増進活動を行うことは健康寿命日本一の達成に向けて必要不可欠であることから、引き続き学校体育施設開放事業を継続していく必要がある。	A
子育て支援のネットワークづくりと人材の活用	30	子育てに関する情報提供の充実	子育て企画課	出生届時に配付している「ふじさわ子育てガイド」について、子育て家庭にとって、よりわかりやすくなるよう随時見直しを行います。「子育てネットふじさわ」について、最新情報を発信するとともに内容の充実を図ります。	令和元年度 「ふじさわ子育てガイド」の作成にあたっては、関係各課等との検討及び調整を図り、5,500部発行した。藤沢市の子育て支援情報をチラシ、藤沢市ホームページ、「子育てアプリふじさわ(母子モ)」の地域子育て支援情報から、イベントや施設情報を「いこーよ」のサイトから発信し、情報提供の充実に努めた。	A
					平成27～令和元年度(5年間) 「ふじさわ子育てガイド」については毎年見直しを行い、子育て家庭にとってよりわかりやすくなるように編集を行った。「子育てネットふじさわ」は29年度をもって終了。「子育てメールふじさわ」は30年度をもって終了。神奈川県「電子母子手帳」事業に参加し、藤沢市の子育て支援情報を「子育てアプリふじさわ(母子モ)」の地域子育て支援情報から、イベントや施設情報を「いこーよ」のサイトから発信した。	B
	31	市民との協働による子育て支援ネットワークづくり	子育て企画課	市域での「子育て応援メッセージinふじさわ」の充実を図るとともに、地域版子育て応援メッセージを支援し、その拡大を図ります。支援者同士の情報交換や交流等を通じて、地域の子育て支援の充実が図れるよう支援します。	令和元年度 地域版子育て応援メッセージは、全地域で開催することができた。(新型コロナウイルス感染症拡大防止の為善行・湘南大庭地区は中止) 今後は、地域が主体となって継続して開催出来るよう支援していく。	B
					平成27～令和元年度(5年間) 市域全域の「子育て応援メッセージinふじさわ」は平成29年度をもって終了した。今後はより身近な地域の子育て情報の発信ができ、歩いていける、地域に根付いた地域版子育てメッセージの拡充を図っていく。	B
	32	ふじさわすくびカード事業	子育て給付課	ふじさわすくびカードの利用者及び協賛店舗の拡大に向けて事業のPRなどを行います。	令和元年度 母子健康手帳交付時に、かながわ子育て応援パスポート事業(以下「県事業」という)の普及啓発を行った。県事業は平成29年4月から全国での相互利用が可能となり、子育て支援の拡充に繋がることから、今後も引き続き普及啓発を行っていく。 ○県事業藤沢市登録者数 6,782人 藤沢市協力施設数 449施設	A
					平成27～令和元年度(5年間) 本事業は、平成28年4月から県事業と統合し、市の独自事業は平成27年度をもって終了した。平成28年度は移行期間として利用者の登録切替を促進し、平成29年度以降は母子健康手帳交付時に県事業のチラシを配付し啓発を行った。	A
	33	民生委員児童委員との連携	福祉健康総務課	研修会を開催します。他機関・行政との懇談会等を開催します。(年間5回以上) 子育てサロンの設置運営(4ヵ所)を行います。市民センター・公民館等での子育て支援事業の取組を推進します。子ども青少年部・神奈川県中央児童相談所との連携を強化します。	令和元年度 研修会を年間地区民児協で16回、市民児協で1回開催した。また、関連機関との交流・連携も予定どおり実施した。地域版子育て応援メッセージに協力し、子育て世帯の地域交流を推進した。	A
					平成27～令和元年度(5年間) 毎年地区及び市民児協で研修会を開催したほか、関係機関・行政との交流・連携を予定どおり実施した。地区の子育てサロンの運営や地域版子育て応援メッセージに協力し、地域における子育て世帯の地域交流を推進した。	A
	34	主任児童委員の活動の充実	福祉健康総務課	研修会を開催します。(年間4回以上) 他機関・行政との懇談会等を開催します。(年間2回以上) 子育てサロンの設置運営(4ヵ所)を行います。市民センター・公民館等での子育て支援事業の取組を推進します。子育て応援メッセージへ参加します。主任児童委員と民生委員児童委員の連携を強化します。子ども青少年部・神奈川県中央児童相談所との連携を強化します。	令和元年度 研修会を年間地区民児協で16回、市民児協で1回(1回は台風による中止)開催した。また、関連機関との交流・連携も予定どおり実施した。地域版子育て応援メッセージに協力し、地域における子育て世帯の地域交流を推進した。また、「湘南ふじさわ子育て応援メッセージ」では実行委員として企画運営に参加したほか、主任児童委員の周知啓発に取り組んだ。	A
					平成27～令和元年度(5年間) 毎年地区及び市民児協で研修会を開催したほか、関係機関・行政との交流・連携を予定どおり実施した。また、地域版子育て応援メッセージには毎年協力し、地域における子育て世帯の地域交流を推進したほか、「子育て応援メッセージinふじさわ」や「湘南ふじさわ子育て応援メッセージ」では実行委員として企画運営に参加したほか、主任児童委員の周知啓発に取り組んだ。	A

●基本目標1 「子育て支援の充実」

施策の柱	個別事業に対する評価						事業の達成状況	
	番号	事業名	担当課	取組の方向	取組と今後の事業計画、課題等			
子育て支援のネットワークづくりと人材の活用	35	地域の情報化とネットワーク化	福祉健康総務課	民生委員児童委員及び主任児童委員は、ともに子ども青少年部と神奈川県中央児童相談所との情報交換を行う場の開催、事例検討等の機会の充実に努め、ネットワーク化をさらに推進します。	令和元年度	地区の民児協において、市内の小中学校と情報共有し、事業等で連携を行ったほか、神奈川県中央児童相談所児童福祉司と面談する機会をもった。主任児童委員は、子ども家庭課虐待相談員と神奈川県中央児童相談所児童福祉司との情報交換を年4回開催し、事例検討等により知識を深め、ネットワーク化を進めた。	A	
					平成27～令和元年度(5年間)	地区の民児協において、毎年市内の小中学校と情報共有し、事業等で連携を行ったほか、神奈川県中央児童相談所児童福祉司と面談する機会をもった。主任児童委員は、子ども家庭課虐待相談員と神奈川県中央児童相談所児童福祉司との情報交換を毎年開催し、事例検討等により知識を深め、ネットワーク化を進めた。	A	
	36	地域福祉における手続・相談体制の充実	地域包括ケアシステム推進室	地区福祉窓口において、子どもに関する手続き業務や相談業務などの充実を図ります。	令和元年度	地区福祉窓口における子ども・子育てに関する手続き・相談は17,917件であった。児童手当の電子申請・現況届郵送手続等申請方法が充実し、定着してきていることから件数は年々減少している。引き続き手続き業務や相談業務の充実を図っていく。	A	
					平成27～令和元年度(5年間)	子ども・子育てに関する手続き・相談は平成27年度は22,285件だったが、申請手続きの簡素化(郵送・ネット申請)により、窓口の申請機会が減少したことから、令和元年度は17,917件と4,368件減少した。また、関係機関との連携により子育てに関する身近な相談窓口としての機能が図られた。	A	
	37	子育て・保育ボランティアの養成	生涯学習総務課	生涯学習大学において、子育て企画課と連携した講座を行い、子育てに関するボランティアの裾野を広げます。	令和元年度	子育てボランティアと公民館保育ボランティアの役割を見直し、公民館においては「公民館保育者セミナー」において独自に養成を行った。	B	
					平成27～令和元年度(5年間)	生涯学習大学において、子育て企画課と連携した講座を行い、子育てボランティア・保育ボランティアの養成を行ってきた。公民館で活躍する人材の獲得が年々困難になったため、平成29年度中に子育て企画課と今後の実施方法について調整し、ボランティア養成講座全般の整理を行った。生涯学習総務課が担うべき役割として、公民館保育ボランティアについては、平成30年度以降は従来より実施している「公民館保育者セミナー」において養成を行った。	B	
	38	地域でのおはなし会の開催	総合市民図書館	各市民図書館・各市民図書室で子どもの発達段階に応じたおはなし会等を開催します。また、図書館・図書室おはなし会ボランティア交流会連絡会及び研修会を開催し、ボランティアと職員相互の交流を深め、情報共有に努めます。子どもに関わる施設及び団体等に、資料の団体貸出や情報提供など、おはなし会開催のための支援を行います。	令和元年度	各市民図書館・各市民図書室でのおはなし会を実施するとともに、図書館・図書室おはなし会ボランティア交流会を3回、研修会を2回実施した。	A	
					平成27～令和元年度(5年間)	各市民図書館・各市民図書室でのおはなし会を実施するとともに、図書館・図書室おはなし会ボランティア交流会を19回、研修会を14回実施した。	A	
	39	公民館での子育て支援・親子の交流事業の実施	生涯学習総務課(子育て企画課)	乳幼児から未就学児とその保護者を対象とした保育室開放事業や、子育て応援メッセージ等を、子育て支援グループ等の協力を得て実施します。	令和元年度	公民館において、絵本の読み聞かせ講座や保育室開放など、様々な内容で開放事業を開催した。また、8公民館で「子育て応援メッセージ」を開催し、地域の保護者たちを支援し、保護者同士が交流できる機会を設けた。	B	
					平成27～令和元年度(5年間)	絵本の読み聞かせ講座や様々な内容の開放事業を実施し、地域の保護者たちを支援し、保護者同士が交流できる機会が設けられたため、今後も継続した事業の実施により、公民館での子育て支援・親子の交流の推進を図っていく。	B	
	経済的負担の軽減	40	小児医療費助成事業	子育て給付課	子育て家庭の経済的負担を軽減し、小児に対する福祉の増進を図るため、現行制度を継続して実施します。	令和元年度	0歳から中学校3年生(中学生については所得制限あり)までの児童の入通院に係る医療費の助成を行った。 ○年間延べ対象者 629,845人 年間助成件数 877,858件 年間助成額 1,694,309,817円	A
						平成27～令和元年度(5年間)	小学校修了前までの児童の入通院及び中学生の入院に係る医療費の助成を行うとともに、事業の方向性について検討を行い、平成31年4月から中学生までを助成対象とすること、限られた財源の中で持続可能な制度運営とするため、拡大となる中学生に対しては所得制限を設けることを決定し、医療の給付を行った。	A
41		児童手当の支給	子育て給付課	児童手当法に基づき、中学校修了前までの児童を養育している家庭に手当を支給することにより、児童を養育している家庭の生活の安定を図ります。	令和元年度	児童手当法に基づき、中学校修了前までの児童を養育している家庭等に手当を支給した。今後も、児童を養育している家庭の生活の安定を図るため、継続して手当の支給を行っていく。 ○児童手当・特例給付 延べ児童数 660,842人(一般分:659,231人 施設分:1,611人)、支給額 6,681,490,000円	A	
					平成27～令和元年度(5年間)	児童手当法に基づき、中学校修了前までの児童を養育している家庭等に手当を支給した。	A	

●基本目標1 「子育て支援の充実」

施策の柱	個別事業に対する評価					事業の達成状況	
	番号	事業名	担当課	取組の方向	取組と今後の事業計画、課題等		
経済的負担の軽減	42	未熟児養育事業	子育て給付課	母子保健法に基づき、身体の発育が未熟なまま出生した乳児が、正常児と同等の諸機能を得るために必要な入院に係る医療費の給付を行います。	令和元年度	母子保健法に基づき、身体の発育が未熟なまま出生した乳児が正常児と同等の諸機能を得るために必要な入院に係る医療の給付を行った。 ○受給者数96人 年間受診件数 297件 年間助成額 33,761,937円	A
					平成27～令和元年度(5年間)	母子保健法に基づき、身体の発育が未熟なまま出生した乳児が、正常児と同等の諸機能を得るために必要な入院に係る医療を給付し、対象となる乳児の健康の保持増進および保護者の医療に係る経済的負担の軽減を図った。	A
	43	育成医療給付事業	子育て給付課	障がい児(障がいに係る医療を行わないときは将来障がいを残すと認められる疾患がある児童を含む)の健全な育成を図るため、生活の能力を得るために必要な医療費の給付を行います。	令和元年度	育成医療による治療を必要とする児童に対し、認定・給付を行った。 ○受給者数 27人 年間受診件数 86件 年間助成額2,745,621円	A
					平成27～令和元年度(5年間)	18歳未満の児童を対象に、現在障がいがあるか、または現在の疾患に対する治療を行わないと将来に一定の障がいを残すと認められるとき、手術等の治療によって確実に障がいを除去、あるいは軽減する効果が期待できる場合について、育成医療の認定・給付を行った。	A
	44	特別児童扶養手当の支給(経由事務)	子育て給付課	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、精神または身体に中程度以上の障がいのある20歳未満の児童を監護している父、母または父母に代わりその児童を養育している方に特別児童扶養手当を支給するための事務を行います。	令和元年度	政令に定める程度以上の障がいがある20歳未満の児童を養育している者に対して、特別児童扶養手当を支給するための事務を行った。(認定及び支給は神奈川県) ○受給権者数 672人	A
					平成27～令和元年度(5年間)	政令に定める程度以上の障がいがある20歳未満の児童を養育している者に対して、児童の福祉の推進を図るため、特別児童扶養手当を支給するための事務を行った。(認定及び支給は神奈川県)	A
	45	施設型給付幼稚園移行時の保育料軽減	保育課	「施設型給付」に移行する幼稚園を継続して利用する児童の保護者に対し、施設が移行前の実費負担保育料を保育料として設定した場合に、移行後の保育料との差額を助成します。	令和元年度	幼児教育・保育の無償化に伴い、平成30年度をもって事業を終了した。	B
					平成27～令和元年度(5年間)	子ども・子育て支援法の施設型給付を受ける幼稚園等に移行した設置者に対し、移行前と移行後の保育料の差額の減免に係る経費の一部を助成し、利用者の経済的な負担軽減を図った。	
	46	認可外保育施設利用者への助成	保育課	現行制度の事業目的、対象者、助成額についての見直しを行い、制度の再構築を行います。	令和元年度	引き続き、事業を実施するとともに、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、補助対象者の見直しを行った。	B
					平成27～令和元年度(5年間)	待機児童対策の観点から、認可外保育施設の利用者に対する保育料補助事業の見直しを行うなど、図り、平成28年度以降、対象施設及び対象児童の年齢を限定し、世帯の所得状況に応じた補助月額とした。 本補助事業の継続的な実施により、保護者の経済的な負担軽減を図った。	B
	47	幼稚園等就園奨励費補助事業	保育課	保護者の所得状況に応じた就園奨励費を助成します。	令和元年度	令和元年度も引き続き、国の補助限度額に市単独で補助額の上乗せを行い、保護者の経済的な負担軽減を図った。 また、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、本事業は9月をもって終了した。	B
					平成27～令和元年度(5年間)	国の補助限度額に加え、市単独で補助額を上乗せし、保護者の経済的負担を軽減するとともに、幼稚園等への就園奨励を図った。	B
	48	特定不妊治療費助成事業等の実施	子ども健康課	特定不妊治療並びに不育症治療を受けた夫婦に対し、その治療費への助成を実施するとともに、助成制度を広く市民へ周知し、経済的負担の軽減を図ります。	令和元年度	特定不妊治療費助成件数 720件、不育症治療費助成件数 2件	B
					平成27～令和元年度(5年間)	特定不妊治療(体外受精・顕微授精)、不育症治療を受けた夫婦に対して、治療に要した費用を助成をすることにより、治療を受けた夫婦の経済的負担の軽減が図られた。	B
	49	障がい者等医療費助成事業	福祉医療給付課	今後も継続して事業を実施し、障がい児の医療に関わる経済的負担を軽減し、保健の向上と福祉の増進を図ります。	令和元年度	継続して事業を実施した。行財政改革の見直し検討対象事業となっており、現在、事業の在り方も含め検討中。	A
					平成27～令和元年度(5年間)	障がい児の医療に関わる経済的負担を軽減し、保健の向上と福祉の増進が図られた。	A
50	障がい児福祉手当の給付	障がい福祉課	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、今後も障がい児に対して手当を支給し、福祉の増進を図ります。	令和元年度	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、障がい児に対して手当を支給した。 月額 14,790円 受給者人数 201人	A	
				平成27～令和元年度(5年間)	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、障がい児に対して手当を支給した。	A	

●基本目標1 「子育て支援の充実」

個別事業に対する評価							
施策の柱	番号	事業名	担当課	取組の方向	取組と今後の事業計画、課題等	事業の達成状況	
経済的負担の軽減	51	障がい者福祉手当の給付	障がい福祉課	藤沢市障がい者福祉手当条例に基づき、引き続き障がい児に対して手当を支給し、福祉の増進を図ります。	令和元年度	藤沢市障がい者福祉手当条例に基づき、障がい児に対して手当を支給した。 月額 4,000円 受給者人数 714人※20歳未満受給対象者数	A
					平成27～令和元年度(5年間)	藤沢市障がい者福祉手当条例に基づき、障がい児に対して手当を支給した。	A
	52	就学援助費事業(要保護準要保護児童・生徒援助事業)	学務保健課	保護者に対し、教育に関わる費用の負担軽減のため、学用品費、給食費、校外活動費、修学旅行費、医療費及びめがね購入費などの援助を行います。	令和元年度	市立小・中学校等に在籍する児童・生徒のうち、経済的な理由により就学困難と認められる児童の保護者に対し、学用品費・新入学学用品費・中学校入学準備金・修学旅行費・社会見学費・林間学校費・給食費・通学費・卒業アルバム購入費・めがね購入費の一部を援助した。 令和2年4月に小学校新1年生となる未就学の児童の保護者に対し、小学校入学準備金を令和2年1月、3月に前倒し支給した。	A
					平成27～令和元年度(5年間)	令和元年度 ○対象者 小学生 3,019人、中学生 1,720人、計 4,739人 平成30年度 ○対象者 小学生 3,135人、中学生 1,813人、計 4,948人 平成29年度 ○対象者 小学生 3,204人、中学生 1,921人、計 5,125人 平成28年度 ○対象者 小学生 3,274人、中学生 1,940人、計 5,214人 平成27年度 ○対象者 小学生 3,363人、中学生 2,013人、計 5,376人	A
	53	特別支援教育就学奨励費事業	学務保健課	保護者に対し、教育に関わる費用の負担軽減のため、学用品費などの補助を行います。	令和元年度	特別支援学校への就学奨励に関する法律等に基づき、市立小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対し、学用品等購入費・新入学学用品費・修学旅行費・社会見学費・林間臨海学校費・給食費・通学費等の一部を補助した。	A
					平成27～令和元年度(5年間)	令和元年度 ○対象者 小学生 176人、中学生 62人、計 238人 平成30年度 ○対象者 小学生 172人、中学生 56人、計 228人 平成29年度 ○対象者 小学生 179人、中学生 56人、計 235人 平成28年度 ○対象者 小学生 170人、中学生 53人、計 223人 平成27年度 ○対象者 小学生 139人、中学生 51人、計 190人	A

●基本目標2 「親子の健康の確保及び増進」

施策の柱	個別事業に対する評価					事業の達成状況	
	番号	事業名	担当課	取組の方向	取組と今後の事業計画、課題等		
妊産婦・乳幼児期までの切れ目ない保健対策の推進	54	安全な妊娠・出産、育児への切れ目ない支援	子ども健康課	安全な妊娠・出産、子どもの健やかな発育・発達のため、母子健康手帳の活用を促します。妊婦健康診査の受診率の向上と保健指導の充実を図ります。「こんにちは赤ちゃん事業」として生後4か月までの母子を全戸訪問し、育児不安を早期に解決できるよう、保健指導を行います。妊娠から産後にわたり、母親の体調不良や子どもの発育への不安など、継続した支援が必要な場合には、専門職による家庭訪問等を行い、保健指導による不安解消を目指すとともに、さらなる支援方法についても検討します。母親の孤立防止のため、地域の子育てに関する様々な機関との連携に努めます。	令和元年度	令和元年度母子健康手帳発行数:3,481件(令和元年1月～12月:3,757件) ハイリスク妊婦数(令和元年1月～12月):416人(11.1%) 妊娠期支援対応:90.4%が何らかの継続支援対象者となる。 ハローベビィ訪問数:3,198人(97.2%) さんさんルーム:23回延べ103組	B
					平成27～令和元年度(5年間)	母子健康手帳発行数(年度)はH30年度の3,375件が最も少なく、H27年度の3,691件が最も多く、減少傾向。母子健康手帳発行数(年間)はH29年度が3,358件からやや増加し、令和元年3,735件。 ハイリスク妊婦数:(年間)も8.4%～13.3%で推移。(やや増加傾向) 妊娠期支援対応:H27年度89.7%～令和元年度90.4%で推移。 ハローベビィ訪問数:H27年度3,553人(99.5%)から減少傾向で、令和元年度3,198人(97.2%)で推移。 さんさんルーム:H28から開始して、年間24回2会場で実施。少人数ミニ集団支援事業として実施。H28延べ179組から出産数の減少とともに減少傾向。参加数が増えることが高評価ではない事業のため質の維持向上に努めていく必要がある。	B
	55	乳幼児健診等の充実	子ども健康課	疾病の早期発見及び適切な指導のほか、保護者が子どもの発育・発達状況を確認でき、安心して子育てができるよう、乳幼児健診の充実を図ります。乳幼児健診の周知や啓発を行い、受診率の向上を目指します。 数値目標: 4か月児健診受診率 (H25実績)96.6% (H31)98.0% 9～10か月児健診受診率 (H25実績)92.1% (H31)95.0% 1歳6か月児健診受診率 (H25実績)93.7% (H31)95.0% 3歳6か月児健診受診率 (H25実績)87.5% (H31)90.0% 年齢に応じた子どもの発育・発達についての情報提供を行い、ニーズにあった相談の充実を図ります。健診を受けられなかった場合には、子どもの発育・発達や育児についての相談ができるような支援を行います。	令和元年度	4か月児健診受診率:98.8% 9～10か月児健診受診率:97.9% 1歳6か月児健診受診率:92.1% 3歳6か月児健診受診率:88.2% 1歳6か月児健診と3歳6か月児健診については、令和2年3月のひと月、新型コロナウイルス感染症予防のための受診延期の勧奨により、受診者が減少したことによる影響と考える。	B
					平成27～令和元年度(5年間)	4か月児健診受診率:97.4%～98.8%で推移。 9～10か月児健診受診:増減はあるものの、95.3%～98.4%で推移。 1歳6か月児健診受診:96.5%～96.7%でほぼ横ばいで推移したが、令和元年度のみ92.1%。 3歳6か月児健診受診:90.2%～93.4%で推移してきたが、令和元年度のみ88.2%。 今後、感染症まん延予防対策を講じた上で、健診の実施体制の整備について検討する必要がある。	B
	56	母子保健・育児に関する適切な情報提供	子ども健康課	安全な妊娠・出産を迎えるため、両親学級(マタニティクラス)等を実施し、妊娠期の保健指導の充実を図ります。 数値目標: マタニティクラス参加者数 (H25実績)1,337人 (H31)1,500人 父親に対しては、父性を育み、赤ちゃんへの愛情を深めるとともに、妊娠・出産や育児についての正しい情報とイメージが持てるように、父子手帳の配布を行います。 妊娠中から乳児期、幼児期を通して、専門職による相談ができる場として育児相談の充実を図ります。 全7か月児を対象とした赤ちゃん教室を開催し、乳児期後期に関する知識や情報を伝えるとともに、必要時、個別支援を行います。	令和元年度	マタニティクラス(平日・土曜日):1,291人 もぐもぐ教室(7か月):22回・628組 支援センターマタニティひろばへの保健師派遣:68人への講話・個別相談・交流等実施。	B
					平成27～令和元年度(5年間)	マタニティクラス(平日・土曜日):H27の1,302人から徐々に減少し、H30年度は1,197人となったが、令和元年度は1,291人に増加となった。新型コロナウイルス感染症対策による3月の開催中止がなければさらに増加したものと考える。 もぐもぐ教室(7か月):2,140～628人の範囲で徐々に利用数減少。個別通知を平成29年から健診通知に変更したためと考える。乳児期の教室の主な内容が離乳食に関連するもので、数年かけて充実しており、令和元年度の3月の新型コロナウイルス感染症対策の一環で中止した影響だけでなく、分散利用等が影響していると考えられるが、発育時期にあわせた教室の充実でより利便性は向上したと考える。	B
	57	「育てにくさ」を感じている親への支援	子ども健康課	保護者が、子どもの発達に関して理解を深め、必要な時期に継続した相談ができるよう、現行の1歳6か月児健診及び3歳6か月児健診のほか、5歳児等においても、相談や必要な支援が受けられるよう検討します。 健診後の発達フォロー事業を実施し、健やかな親子関係が築けるよう支援します。	令和元年度	所属する保育園・幼稚園を介した5歳児リーフレットの配布:121園、3,627人の対象児のいるご家庭に配布した。 現在、3歳6か月児健診受診時点で把握している園所属の予定等を確認し、無所属の児のいるご家庭への個別送付の了解を得て、対応する準備をしており、配布対象になり次第配布する予定としていたが、新型コロナウイルス感染症による登園自粛等の状況から現在対応について検討中となっている。	B
					平成27～令和元年度(5年間)	H27年度からリーフレット作成配布を行った。 配布園101園から令和元年度121園まで増し、配布数が配布児童数でカウントできるようになったH29年度3,522人から増減はありつつ、令和元年度3,627人となっている。	B
	58	慢性疾患や障がい等により、長期療養や在宅医療が必要な児及び保護者への支援	子ども健康課	子どもや保護者が地域で安心して生活できるよう、家庭訪問などによる保健指導や療養生活相談などの個別支援を行います。 保護者間の情報交換ができる機会を提供します。 保護者が、子どもの疾患などについて理解を深め、必要時、相談ができるよう講演会等を開催し、情報提供に努めます。 地域の関係機関が連携して、養育支援が必要な子どもと保護者を支援できるよう、在宅療養支援ネットワークの充実を目指します。	令和元年度	慢性疾患講演会開催数3回149人、未熟児訪問数343人、未熟児保健指導教室2回32人、慢性疾患教室交流会:11回179人	B
					平成27～令和元年度(5年間)	例年5年をとおり、同様の回数で開催しており、内容や天候による参加者の増減はあるものの、おおむね横ばいで推移している。保護者の孤立化防止や情報交換の機会の確保などのため継続していく。	B

●基本目標2 「親子の健康の確保及び増進」

施策の柱	個別事業に対する評価					事業の達成状況	
	番号	事業名	担当課	取組の方向	取組と今後の事業計画、課題等		
で妊の産対切婦策れ・の目乳推な幼進い児保期健ま	59	母子歯科保健の充実	子ども健康課	<p>両親学級や赤ちゃん教室等において、う蝕予防についての情報提供、啓発を行います。</p> <p>1歳6か月児健診、3歳6か月児健診における歯科健診のほか、2歳児歯科健診の受診率を向上させます。</p> <p>2歳児歯科健診 (H25実績) 80.9% (H31) 85.0%</p> <p>口腔衛生上のリスクが高い場合には、歯科指導、相談を行い、う蝕予防に取り組めるよう支援するとともに、地域のかかりつけ歯科医への受診を勧奨します。</p> <p>障がいや疾患がある場合には、発達や状態に応じ、家庭訪問や経過検診等により対応するとともに、関係機関との連携を図ります。</p>	令和元年度	2歳児歯科健康診査82.8%、歯科指導数:822件	B
					平成27～令和元年度(5年間)	2歳児歯科健康診査については、より丁寧な指導のもと、健診時期の変更と受診率が向上してきたこともあり、H27年度から歯科医師を1名増員し、3名体制で実施している。H30年度の87.5%を最大に、受診率にばらつきがある。令和元年度末3月の新型コロナウイルス感染拡大のため、中止となった分受診率が減少している。今後対象者が受診の機会を確保できるよう、調整を図る必要がある。	B
「食育」の推進	60	第2次藤沢市食育推進計画「生涯健康！ふじさわ食育プラン」の推進	健康増進課	<p>家庭において、健全な食習慣の確立を図ります。</p> <p>学校・幼稚園・保育所等において、健全な食生活の実現と健全な心身の成長を目指します。</p> <p>地域において食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防します。</p> <p>市民・教育関係者・農業者・漁業者・食品関連事業者など、民間団体の自発的な食育活動の展開を図ります。</p> <p>生産者と消費者の交流を進め、農水産業への理解を深め、都市と農水産業との共存を図ります。</p> <p>伝統ある優れた食文化の継承を図ります。</p> <p>食品の安全性や栄養に関し、正しい情報を適切に活用する力を養えるよう、取り組みを進めます。</p>	令和元年度	<p>【令和元年度の取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> 食育推進会議の開催(第3次藤沢市食育推進計画の策定)(4回開催、第1回平成31年4月25日、第2回令和元年7月1日、令和元年10月10日、令和2年1月23日) 食育講演会の開催(令和元年6月10日) 食育ポスターによる食育月間等の普及啓発(公共機関及び食育推進関係機関等約900箇所、食育月間の6月に掲示) 食育リーフレットを活用した食育の普及啓発、食育関連事業、イベント等で配布 <p>【今後の事業計画、課題等】</p> <p>第3次藤沢市食育推進計画及びリーディングプロジェクトに基づき、大目標及び4つの重点目標に向かって、市民、各種団体、行政が連携し、食育をより一層総合的かつ計画的に推進する。</p>	B
					平成27～令和元年度(5年間)	「第2次藤沢市食育推進計画」に基づき、食育推進会議、食育講演会、ポスターやリーフレットによる食育の普及啓発、食育講座の開催等を行った。令和2年度からは、「第3次藤沢市食育推進計画」に基づき食育を推進する。	B
	61	子どもの発育・発達に応じた食育の推進	子ども健康課	<p>妊娠期から栄養バランスの整った食生活を送るための普及啓発を行い、適正な体重管理や家庭全体の食生活の確立を促します。</p> <p>育児相談や栄養に関する教室・健康教育を通し、楽しく健康な食習慣の基礎をつくるために、子どもの食生活に関する適切な支援を行います。</p>	令和元年度	マタニティクラス(ランチ試食)参加者数:211人、もぐもぐ教室参加者数:628組、離乳食教室～実践編～参加者数:425組、ばくばく教室参加者数:289組、食物アレルギー教室参加者数98組	B
					平成27～令和元年度(5年間)	H28年度から離乳食教室等の時期の見直しを図り、実施体制が現状の形になったが、発育段階にあわせて参加される方が分散されており、全体としての参加数は軒並み減少傾向だが、メディアの発達等情報源の豊富な環境での育児となり、参加が減った傾向があると考えられる。今後の適切な情報提供の方法と行政が提供していく必要性のある情報を整理する必要がある。	B
	62	乳幼児(保育所)の食育の推進	保育課	<p>野菜や果物を栽培し、給食での提供を実施します。</p> <p>市内で生産される食材を積極的に献立に取り入れます。</p> <p>給食食材や調理法などについて周知します。</p> <p>クッキング保育等を充実し、食に対する意識を高めます。</p>	令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> 野菜を中心に栽培し、給食でも提供した。 懇談会や試食会、掲示物などを通して保護者へ保育園での取り組み内容や食育情報を周知した。 積極的に市内産野菜を使用した。 クッキング保育を各園5回程度実施した。 	B
					平成27～令和元年度(5年間)	<ul style="list-style-type: none"> 野菜を中心に栽培し、給食でも提供した。 懇談会や試食会、掲示物などを通して保護者へ保育園での取り組み内容や食育情報を周知した。 年間16～25種類の市内産野菜を使用した。 クッキング保育を各園5回程度実施した。 	B
63	学童期の食に関する指導	学校給食課	<p>家庭用啓発冊子「大切です！食生活」を毎年4月に市立小学校及び白浜養護学校の新入学児童の家庭に配布します。発行予定部数:4,500部</p> <p>各学校において食に関する指導の年間計画案を作成し、学年に応じた指導を実施します。小・特別支援学校36校(全校)</p> <p>各学校の特色を表した給食だよりの発行及び保護者対象の試食会を開催することにより、家庭における食育の推進を促します。</p> <p>学校給食が「生きた教材」となるよう献立内容を充実するとともに、地場産物の活用や食物アレルギー児への対応を行います。</p> <p>学校給食に対する理解を深めたり、子どもたちが望ましい食生活習慣を身につけ、心身ともに健全に発達できるよう啓発活動を行います。</p> <p>給食週間の期間に、児童の絵を中心に学校での食育の取り組みに関する展示を行います。また、学校給食メニューの試食や講演会を盛り込んだ「きゅうしょくフェア」を5年ごとに開催します。</p>	令和元年度	小・特別支援学校36校において、食の啓発冊子「大切です！食生活」を4,000部配布した。小・特別支援学校36校全校で、給食だより発行、給食試食会開催により、家庭における食育推進を促した。小学校給食において、より安全なアレルギー対応を図れるよう、全校統一のマニュアルの改訂を行い実施した。また、全校において「食に関する指導の全体計画」を作成し、学年に応じた指導を実施した。「きゅうしょくフェア」については中学校給食試食会や食育スタンプラリー等を実施し、親子での参加を促した。	A	
				平成27～令和元年度(5年間)	小・特別支援学校36校全校において、食の啓発冊子「大切です！食生活」を5年間で合計20,220部配布、給食だより発行、給食試食会開催により、家庭における食育推進を促した。また、小中特別支援学校55校全校において「食に関する指導の全体計画」を作成し、学年に応じた指導を実施した。平成28年度は、食講演会や試食会、展示等の「きゅうしょくフェア」を2日間大規模開催し、27・29年度は内容を絞り7日間、30年度令和元年度は9日間開催し、より多くの親子参加を促せるよう取り組んだ。	A	

●基本目標2「親子の健康の確保及び増進」

施策の柱	個別事業に対する評価					事業の達成状況	
	番号	事業名	担当課	取組の方向	取組と今後の事業計画、課題等		
「食育」の推進	64	中学校給食実施研究事業	学校給食課	試行期間は平成28年3月までとし、実施校を現在の2校から増やしていき、利用者の声や運営上の課題を踏まえ、全校実施に向けて検討します。	令和元年度	令和元年度は実施校を6校増やし、中学校19校全校で中学校給食を実施することができた。	A
					平成27～令和元年度(5年間)	平成27年度までに5校の施行期間を終え、28年度に4校、29年度に3校、30年度に1校、令和元年度に6校で開始し、中学校19校全校で、中学校給食を実施することができた。	A
小児医療体制の充実	65	子どもに関わる医療体制の推進	福祉健康総務課	小児医療体制を推進するため、引き続き現行の診療体制を継続します。	令和元年度	・小児医療体制を充実させるため、休日・夜間急病診療所などで休日昼間及び夜間23時までの小児科診療を実施した(令和元年度受診者数 南北(小児科)計8,262人)。 ・23時以降については、市民病院が実施する小児救急24時間診療体制で対応している(市民病院)。 ・「ふじさわ安心ダイヤル24」では、24時間体制で医療機関情報をお知らせするほか、育児などの相談にも対応している(地域保健課)。 小児医療体制を推進するため、今後も引き続き現行の診療体制を継続する。	A
					平成27～令和元年度(5年間)	・小児医療体制を充実させるため、休日・夜間急病診療所などで休日昼間及び夜間23時までの小児科診療を実施した(平成27～令和元年度受診者数 南北(小児科)計51,268人)。 ・23時以降については、市民病院が実施する小児救急24時間診療体制で対応している(市民病院)。 ・「ふじさわ安心ダイヤル24」では、24時間体制で医療機関情報をお知らせするほか、育児などの相談にも対応している(地域保健課)。 小児医療体制を推進するため、今後も引き続き現行の診療体制を継続する。	A
	66	ふじさわ安心ダイヤル24	地域保健課	ヘルスカウンセラーが妊娠・出産・育児などの相談にわかりやすくアドバイスします。	令和元年度	実績として、育児・しつけに関する相談が274件、母子健康(育児の不安や心配事等)に関する相談が71件あった。	B
					平成27～令和元年度(5年間)	平成29年度に子育て世代の活用推進のためリーフレットを作成し、幼児健診の会場に配架した。実績として、子育てに関する相談件数は、平成28年度は356件、平成29年度は462件、平成30年度は427件、令和元年度は345件となっている。(平成28年度から受託事業者変更となり、相談内容の細分化を行っている。)今後も引き続き子育て世代も含めて周知を図っていく。	B
	67	小児医療費助成事業【再掲(40)】	子育て給付課	子育て家庭の経済的負担を軽減し、小児に対する福祉の増進を図るため、現行制度を継続して実施します。	令和元年度	0歳から中学校3年生(中学生については所得制限あり)までの児童の入通院に係る医療費の助成を行った。 ○年間延べ対象者 629,845人 年間助成件数 877,858件 年間助成額 1,694,309,817円	A
					平成27～令和元年度(5年間)	小学校修了前までの児童の入通院及び中学生の入院に係る医療費の助成を行うとともに、事業の方向性について検討を行い、平成31年4月から中学生までを助成対象とすること、限られた財源の中で持続可能な制度運営とするため、拡大となる中学生に対しては所得制限を設けることを決定し、医療の給付を行った。	A
	68	未熟児養育事業【再掲(42)】	子育て給付課	母子保健法に基づき、身体の発育が未熟なまま出生した乳児が、正常児と同等の諸機能を得るために必要な入院に係る医療費の給付を行います。	令和元年度	母子保健法に基づき、身体の発育が未熟なまま出生した乳児が正常児と同等の諸機能を得るために必要な入院に係る医療の給付を行った。 ○受給者数96人 年間受診件数 297件 年間助成額 33,761,937円	A
					平成27～令和元年度(5年間)	母子保健法に基づき、身体の発育が未熟なまま出生した乳児が、正常児と同等の諸機能を得るために必要な入院に係る医療を給付し、対象となる乳児の健康の保持増進および保護者の医療に係る経済的負担の軽減を図った。	A
	69	小児慢性特定疾病児童に対する支援	子育て給付課	小児慢性特定疾病医療費助成の対象となっている児童に対し、便器や特殊マット等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。 小児がん等長期間の治療を必要とする小児慢性特定疾病に罹患している児童に対して児童の健全な育成及び経済的負担の軽減を図るため、県知事へ医療給付に関する手続きの経由事務を行います。	令和元年度	対象児童に対する日常生活用具の給付を行うことにより、日常生活の便宜を図った。今後も慢性疾患児に対する医療給付手続きの経由事務を継続していく。 ○送付件数 309件	A
					平成27～令和元年度(5年間)	慢性疾患により長期療養を必要とする児童などの健全な育成を図るため、県知事へ医療給付に関する手続きの経由事務を行った。	A

●基本目標2「親子の健康の確保及び増進」

施策の柱	個別事業に対する評価					事業の達成状況	
	番号	事業名	担当課	取組の方向	取組と今後の事業計画、課題等		
小児医療体制の充実	70	予防接種の推進	子ども健康課	適切な時期に予防接種が受けられるよう周知に努めます。予防接種の接種勧奨にあたっては、その有効性及重要性などについて、正しい知識の普及啓発に努めます。医師会等、関係機関との連携により、安全に予防接種が行える体制を整えます。	令和元年度	予防接種の必要な勧奨と接種に関する随時相談への対応を行った。里帰り出産等での市外での接種による保護者の費用負担の軽減やコロナ対策のための里帰りに伴う償還払い機関の延長等も行い、できる限り適切な機関に接種を進められるよう勧奨した。コロナまん延状況があっても、通常の予防接種を受けることで、その他のまん延を抑えるため、通常の予防接種が受けられるよう勧奨した。	B
					平成27～令和元年度(5年間)	予防接種運営協議会に諮りながら、予防接種の推進を図ることができたが、麻しんの集団発生等感染症予防と、適正な予防接種が進められるよう体制の整備を図った。今後も必要な接種医療機関への情報提供や必要な研修、市民への啓発等医師会等、関係機関との連携により、安全に実施する必要がある。	B
	71	療育医療給付事業(経由事務)	保健予防課	結核で長期療養を必要とする児童への心身両面にわたる支援を行うため、県知事へ医療給付に関する手続きの経由事務を行います。	令和元年度	令和元年度は、該当なし。引き続き、結核で長期療養を必要とする児童への心身両面にわたる支援を行うため、県知事へ医療給付に関する手続きの経由事務を行います。	C
					平成27～令和元年度(5年間)	平成28年度～令和元年度は、該当なし。	C
学齢期・思春期の推進	72	思春期保健事業の実施	子ども健康課	思春期にある子どもや保護者が性についての正しい知識や避妊方法、病気の予防についての啓発の充実を図ります。 数値目標：思春期保健教育の実施（H25実績）10校→(H31)10校 思春期にある子どもの周りの大人たちが、思春期における心身の変化や適切な対応等について理解し、子どもたちの健全な育成を促します。(思春期講演会の開催)	令和元年度	講演会：1回101人 思春期保健教育：10回1,773人	B
					平成27～令和元年度(5年間)	H27年度以降講演会は天候不良による中止を除き、参加者が増加傾向となっており、思春期の教育については、教育委員会への周知等での効果から、学校からの教育依頼が増え、人数も増えたが、R元年度末の依頼分が新型コロナウイルスの影響で、自粛となり、複数中止となっており、実績が伸びなかった。今後、感染症対策等を講じながら、集団への教育を行う手法についても検討していく。	B

●基本目標3 「豊かな心を育む教育環境の整備」

施策の柱	個別事業に対する評価						
	番号	事業名	担当課	取組の方向	取組と今後の事業計画、課題等		事業の達成状況
次代の親の育成	73	幼児理解(家庭科・生活科・総合的な学習の時間)	教育指導課	各学校での家庭科・生活科・総合的な学習の時間などにおける実践的・体験的な学習をととして、「幼児理解」の推進が図られるよう支援します。	令和元年度	小学校では、総合的な学習の時間、生活科において園児を招き、学校案内や交流会を行った。中学校では技術・家庭科の学習領域「幼児の生活と家族」での学習や、職場体験で幼稚園や保育園を訪問し、幼児との触れ合いを行った。今後も引き続き、各学校での家庭科・生活科・総合的な学習の時間などにおける実践的・体験的な学習を通して、「幼児理解」の推進が図られるよう支援する。	B
					平成27～令和元年度(5年間)	技術・家庭科の学習領域「幼児の生活と家族」での学習で幼稚園や保育園を訪問したり、総合的な学習の時間、生活科の学習の中で、幼児との触れ合いを行うなど、実践的・体験的な学習を通して、「幼児理解」の推進が図られるよう支援した。	B
	74	地域に開かれた保育園【再掲(6)】	保育課	引き続き、子育て家庭交流事業、小・中・高校生と園児との交流、世代間等交流事業、体験保育、子育て相談などを行います。	令和元年度	地域の子育て家庭交流事業や子育て相談の充実を図った。今後も、地域や保育のニーズにあった事業の実施を行うとともに、小・中・高校生をはじめとする世代間交流等を実施していく。	A
					平成27～令和元年度(5年間)	平成30年度までに基幹保育所を3施設とし、基幹保育所を中心とした地域の子育て家庭交流事業や子育て相談の充実を図った。また、小・中・高校生をはじめとする世代間交流等や、地域の協力による手話でのお話会や季節の行事等を行い、地域に根ざした取組を進めた。	A
	75	家庭科学習(家庭科)	各学校教育指導課	各学校の家庭科の授業において、「自分の成長と家族」「家庭と家族関係」「幼児の生活と家族」「家庭生活と仕事」「家族の近隣の人々との関わり」等の内容が計画的に実践されるよう、研修などの支援を行います。	令和元年度	小学校「家庭」や中学校「技術・家庭」において、学習指導要領に基づき家庭科学習が行われた。令和2年度以降も引き続き、各学校での「家庭」や「技術・家庭」の時間などにおいて学習が計画的に実践されるよう、計画訪問等を通じて支援を行う。	A
					平成27～令和元年度(5年間)	小学校「家庭」や中学校「技術・家庭」において、学習指導要領に基づき家庭科学習が行われた。	A
青少年の健全育成と非行防止活動の推進	76	青少年指導員育成事業	青少年課	学校からの推薦を受けた子育て世代の新任指導員に対して、任期満了後も継続して活動できるように地区活動へのサポートに取り組みます。	令和元年度	青少年指導員としての活動しやすい環境づくりに配慮し、令和元年度中に研修を2回行った。○6月 154名、11月 137名参加	B
					平成27～令和元年度(5年間)	5年間の合計で13回の研修を行い、延べ1,665人が研修に参加した。	B
	77	青少年施設の整備・運営の充実	青少年課(公財)藤沢市みらい創造財団	本市の基本方針に準じ、指定管理者による施設の管理運営、さまざまな事業を実施することで、青少年健全育成を推進します。また、多様な体験プログラムを提供するため、地域で活動しているさまざまな人材の発掘・活用を図ります。	令和元年度	・指定管理者として、提案した5年間の管理運営計画に基づいた施設運営管理を行い、利用者の満足度向上に努めた。 ・全指定管理施設において、地域や学校、青少年関係団体等で構成する運営委員会を設置し、意見を反映させた事業運営並びに外部の方との連携を図りながら事業を実施した。	A
					平成27～令和元年度(5年間)	・基本方針に基づき、指定管理者による適切な青少年施設の管理を行うとともに、青少年の自立・社会参加の推進に向け取り組んだ。	A
	78	青少年健全育成事業	(公財)藤沢市みらい創造財団	青少年に自然体験や仲間づくり、親子や同世代とのふれあいなどの体験機会を提供するため、各種事業を実施します。青少年の自立と社会参加への支援 藤沢ダンスMIX事業、自然ふれあい教室 等 コミュニティー意識の形成と青少年の活動支援 ふじさわ未来プロジェクト 等 青少年のボランティア活動への支援 小学生・中学生・高校生リーダー研修 等	令和元年度	協調性や自主性、社会性などリーダーとして必要な要素を学ぶことを目的に、小学生リーダースクール・中学生リーダースクール・高校生リーダースクールを年間を通じて実施した。また、事業の見直しにより、自然体験と藤沢の文化や歴史を学ぶ事業をそれぞれ実施した。	A
					平成27～令和元年度(5年間)	青少年の自立と社会参加を支援する体験活動として、湘南藤沢ダンスMIX・自然ふれあい教室・海とあそぼう・ヨット教室・子どもたちのための☆人形劇キラキラフェスティバル☆・遊行寺に泊まろう・わくわく大自然を実施した。また、協調性や自主性、社会性などリーダーとして必要な要素を学ぶことを目的に、小学生リーダースクール・中学生リーダースクール・高校生リーダースクールを年間を通じてそれぞれ実施した。各種事業を実施する中で、青少年の主体性や創造性、豊かな人間性を育むことができた。	A
79	青少年団体・育成団体への活動助成・支援事業	(公財)藤沢市みらい創造財団	市民による組織的かつ継続的に行われる自主的な青少年育成活動がより活発に行われるように継続的に支援を行います。	令和元年度	青少年関係団体(14地区青少年育成協会、藤沢市子ども会連絡協議会他12団体)に対する助成については、平成30年度より藤沢市が実施している。	A	
				平成27～令和元年度(5年間)	市内青少年団体・育成団体(14地区青少年育成協会、藤沢市子ども会連絡協議会他12団体を含む)に対し助成を行い、青少年関係団体の活性化・事業の充実を図った。	A	

●基本目標3「豊かな心を育む教育環境の整備」

施策の柱	個別事業に対する評価						事業の達成状況
	番号	事業名	担当課	取組の方向	取組と今後の事業計画、課題等		
青少年の健全育成と非行防止活動の推進	80	高校生のシチズンシップ教育の普及事業	青少年課	平成27年度・28年度は、藤沢市まちづくりパートナー事業として実施し、高校生の変化や社会参加に対する実態を調査し、持続性のあるプログラムを開発して、市民活動団体等が実践できる環境をつくります。	令和元年度	平成28年度に本事業は終了。	B
					平成27～令和元年度(5年間)	本事業は、平成27年度、平成28年度藤沢市まちづくりパートナーシップ事業「高校生のシチズンシップ教育の普及事業」として採択されたもので、藤沢における次世代の若者育成や高校生同志の交流や、地域や社会の課題に目を向け解決に向けた取り組みを行う機会を作ることを目的としたもの。平成27年度は、7月から9月にかけて、被災地研修を核としたプログラムを実施し、高校生20名が参加。平成28年度は、7月から10月にかけて、同様に被災地研修を核としたプログラムを実施し、高校生17名が参加した。プログラム終了後も地域の防災訓練やセミナーでの活動発表、ボランティア活動等継続した活動がみられた。また、平成27年度参加者の有志により若者の社会参加に関する神奈川県への政策提言も行われている。平成28年度をもって本事業は終了。	
	81	青少年国際化推進事業	(公財)藤沢市みらい創造財団	日本語講座や国際交流事業等を実施し、外国人市民とのさまざまな交流を通して、日本の文化や他の国の習慣・文化を相互に学ぶ多文化交流の機会を提供します。	令和元年度	国際交流サロン(年9回開催)では、毎回テーマを設定し、日本人青少年と外国籍市民が自由に参加し、楽しく会話をしながら交流できる場を提供した。多文化理解事業～世界を知ろう～では、海外での活動経験がある方を講師に招き、中高生に向けて異国の文化や生活の違いについて、理解を深める講座を開催を予定していたが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止となった。今後は、SNSなどを活用してさらに日本人青少年と外国人への周知を広げていく。	A
					平成27～令和元年度(5年間)	平成29年度から事業の見直しに伴い、従来の「日本語講座」を廃止し、新たに現在の2事業を実施した。「国際交流サロン」では、日本人青少年と外国籍市民が自由に参加し、楽しく会話をしながら交流できる場を提供し、「多文化理解事業～世界を知ろう～」では、様々な国の文化や生活への理解を深めてもらう講座を開催を企画した。	A
	82	街頭指導活動	青少年課	非行防止街頭キャンペーン等を行うにあたり、おやじの会や大学生等と連携して、非行防止活動の担い手を拡大します。	令和元年度	地域の青少年に対して声かけを行うとともに、地域を巡回することにより問題行動の早期発見に努めた。また、街頭キャンペーンにおいては青少年関係団体等と協力し、啓発活動や連携を図ることができた。 ○街頭指導実施回数 青少年指導員289回 屋間街頭指導員1,206回 夜間特別街頭指導員75回 ○指導件数 屋間 述べ94件(内女子28件)夜間 述べ1,194件(内女子479件) ○キャンペーン参加人数 7月1日(天候不順のため中止)・7月2日66名・12月2日(天候不順のため中止)・12月3日67名	B
					平成27～令和元年度(5年間)	地域の青少年に対して声かけを行うとともに、地域を巡回することにより問題行動の早期発見に努めた。また、街頭キャンペーンにおいては青少年関係団体等と協力し、啓発活動や連携を図ることができた。 ○街頭指導実施回数(5年間延べ件数) 青少年指導員1,525回、屋間街頭指導員4,212回、夜間街頭指導員388回 ○指導件数(5年間延べ件数) 屋間 延べ803件(内女子235件)、夜間延べ7,773件(内女子2,892件) ○キャンペーン参加人数(4年間延べ件数) 7月908人 12月932人	B
	83	社会環境浄化活動	青少年課	講演会の開催や非行防止ポスター展、キャンペーンの実施等により、青少年の環境浄化活動を推進し、市民に健全な社会環境と非行防止について関心を持ってもらうよう働きかけます。	令和元年度	講演会「おとなの知らない子どもの世界」～SNSトラブルやネットいじめから子どもを守るために～の開催(参加人数384人)により青少年の社会問題を考えることができた。また、キャンペーンでのチラシ配布などの啓発活動により、市民に非行防止を訴えることができた。	B
					平成27～令和元年度(5年間)	5年間で5回の講演会を行い、延べ1,494人が参加した。	B
	84	学校における喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の実施	教育指導課	学習指導要領に則り、保健体育等の学習の中で薬物乱用防止について教育課程に位置づけ、計画的・継続的に行うことができるよう支援します。県や他課と連携した教員向け講演会を周知し、最新の情報や傾向を踏まえた指導が行えるよう支援します。	令和元年度	中学校では全19校、小学校では35校中27校において、薬物乱用防止教室を実施した。小学校においては、喫煙・飲酒・薬物乱用について身近なものとして捉えにくいため、実感をもった理解が難しい。	B
					平成27～令和元年度(5年間)	中学校においては、薬物乱用防止教室の実施率が100%となっている。しかし、薬物乱用については、身近な事と捉えにくいため実感をもった理解が難しい。	B
け家庭教や 育地力域の にお	85	乳幼児をもつ子育て家庭の交流	保育課 子育て企画課	保育園での地域交流・園庭開放・体験保育等を通して、親同士が学びあえる交流を実施します。子育てひろば等親子が集う場において、親子の交流等を促進します。	令和元年度	保育所での地域交流・園庭開放・体験保育等を通して、親同士が学びあえる交流を実施した。今後も引き続き事業の実施を図っていく。	B
				平成27～令和元年度(5年間)	子育て家庭の交流を深めるため、子育てひろばや保育所での地域交流・園庭開放等・体験保育等を実施した。	B	

●基本目標3「豊かな心を育む教育環境の整備」

施策の柱	個別事業に対する評価						事業の達成状況
	番号	事業名	担当課	取組の方向	取組と今後の事業計画、課題等		
家庭や地域における教育力の向上	86	保育者セミナー	生涯学習総務課	公民館事業で保育ボランティアとして活動している方や、これから活動を始める方を対象に、保育活動に必要な知識や技能の向上を目的とした研修会(セミナー)を実施します。	令和元年度	公民館に関わる保育ボランティアを対象に保育に係る資質の維持、向上を図るため、学習会「公民館保育者セミナー」を開催した。 【日時】2020年2月18日、20日 【参加者】延べ43人	B
					平成27～令和元年度(5年間)	医療関係者や保育士などを「公民館保育者セミナー」の講師として招き、公民館における保育ボランティア活動の促進を図った。 【参加者】延べ277人	B
	87	公民館事業の充実	生涯学習総務課	伝承文化や自然環境に関して、子どもたちに地域の大人が教え伝える事業を開催します。異学年・異年齢間交流を図る子ども事業を開催します。就学前の児童をもつ親を対象にした、保育室を併設した家庭教育学級の開催や保育室の開放などを実施します。	令和元年度	公民館において、子どもたちが日本の文化を体験する事業として、藤沢公民館において「いけばな」講座、村岡公民館において「もちつき」、鶴沼公民館において「百人一首」、明治公民館において「正月料理づくり」などの講座を実施し、伝統文化に対する知識を深めた。また、13公民館において乳幼児家庭教育学級を実施し、多くの保護者の交流の場となるだけでなく、様々な知識を学ぶ場を提供した。異世代交流事業としては、9公民館において、夏休みに子どもたちが料理教室やスポーツ講座、映画会を実施し、他の学校や異なる年齢の子どもと交流する機会を設けた。	B
					平成27～令和元年度(5年間)	公民館において、伝統文化の体験講座や保護者の交流の場の提供、異世代交流事業など、子どもを対象とした様々な事業を実施することにより、公民館事業の充実を図った。	B
	88	スポーツノーマライゼーション事業の推進	スポーツ推進課	子どもたちが障がい者や高齢者とともに同じフィールドに身を置き、スポーツを楽しめる事業の実施に努めます。	令和元年度	・パラスポーツフェスタの開催 日程:2019年9月15日(日)、場所:秩父宮記念体育館、参加人数:1,134人 ・ふじさわポッチャ競技大会 日程:2020年3月8日(日)に秋葉台文化体育館で開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大を受け中止とした。 ・第10回湘南藤沢市民マラソン2020において、障がいのある子ども達を対象にしたチャレンジランの実施。 日程:2020年1月26日(日)、場所:江の島・湘南海岸 チャレンジラン参加者:36組72人 ・藤沢市障がい者スポーツ連絡協議会の広報誌「やってみ」を発行し、関係団体等へ配布した。	A
					平成27～令和元年度(5年間)	障がいのある方も気軽にスポーツに親しむことができる各種事業を開催することで、障がい者スポーツの推進を図ることができた。また、平成30年度に藤沢市障がい者スポーツ連絡協議会が設立されたことで、今後ますます障がい者スポーツが普及・推進されることが期待される。	A
	89	音楽・演劇鑑賞事業	文化芸術課	子ども向けのわかりやすく楽しい楽曲で構成したファミリーコンサートや、誰もが知っている演目を気軽に観劇することができるミュージカルを開催します。	令和元年度	0歳から入場できるワンコインコンサートを年間6回開催し、1,097組の親子が来場した。また、子どもの日に合わせて子ども向けの演劇「つるのおんがえし」「ごんぎつね」を上演し、子どもたちが気兼ねなく、鑑賞・観劇できる場を提供した。	B
					平成27～令和元年度(5年間)	0歳から入場できるワンコインコンサートを年間5回以上開催した。平成27～令和元年度の5年間では、3,622組の親子が来場した。また、子どもの日に合わせて実施した、子ども向けの楽曲で構成したファミリーコンサートや演劇においては、子どもたちが気兼ねなく、鑑賞・観劇できる場を提供した。	B
	90	藤沢ゆかりの音楽家たちによるコンサート(学校編)	文化芸術課	藤沢にゆかりのある音楽家が、市立小・中学校を訪問し、コンサートや音楽に関する指導を行います。	令和元年度	藤ヶ岡中学校へ訪問し、全校生徒・関係者669人を対象とした演奏会を開催した。	B
					平成27～令和元年度(5年間)	藤沢にゆかりのある音楽家が小・中学校を訪問することで、生演奏のすばらしさを体験してもらった。特に平成29年度には、鶴沼中学校出身のバイオリニスト白井圭氏が母校の吹奏楽部に対して特別指導を行った。	B
	91	学校・家庭・地域連携推進事業	教育総務課	子どもたちをめぐる地域課題に対し、どのような連携を回りに対応していくか話し合い、必要な支援体制を推進します。	令和元年度	・学校・家庭・地域連携推進会議「会長会」に業務を委託し、子どもたちの健やかな成長を支援する事業を各地域で実施した。 ・「会長会」の開催:年4回(5/14、8/20、11/12、2/4)、各地域事業総数:198事業、各地域事業・会議等参加者数:32,366人 ・藤沢市PTA役員研修会(4コース)の実施:参加者総数:159人 ・藤沢の子どもたちのためにつながる会に補助金を交付するとともに、業務を委託し、各校PTA活動状況調査を実施し、各校のPTAの育成のための事業を実施した。	B
					平成27～令和元年度(5年間)	・学校・家庭・地域連携推進会議「会長会」に業務を委託し、子どもたちの健やかな成長を支援する事業を各地域で実施した。 ・「会長会」の開催:各年4回、平成27～令和元年度各地域事業総数:595事業、各地域事業・会議等参加者総数:158,405人 ・藤沢市PTA役員研修会を各年4コース開催した。 ・藤沢市PTA連絡協議会及び藤沢の子どもたちのためにつながる会に補助金を交付するとともに、業務を委託し、各校PTA活動状況調査等を実施し、各校のPTAの育成のための事業を実施した。	B

●基本目標3「豊かな心を育む教育環境の整備」

施策の柱	個別事業に対する評価						事業の達成状況
	番号	事業名	担当課	取組の方向	取組と今後の事業計画、課題等		
家庭や地域における教育力の向上	92	開かれた学校づくり	教育指導課	おはようボランティア、学校支援ボランティア等の活用推進を図ります。児童生徒や保護者、地域の方のアンケート結果や意見を踏まえた学校評価の充実を図ります。	令和元年度	おはようボランティアが688名、スクールライフサポーターが小・中学校合わせて21校に対し、29名の参加を得ることができた。学生学校支援ボランティアは、小・中学校15校に39名が派遣され、書道ボランティアは、小学校10校、中学校2校に派遣された。今後も、学校の要望に応じて学生ボランティア等を派遣できるよう、引き続き計画していく。	B
					平成27～令和元年度(5年間)	地域人材を活用した、おはようボランティアや学校支援ボランティアの活動を継続し、学校を取り巻く地域の実態に応じた取組の推進を図った。学校からのボランティア活動へのニーズは高い状況が続いており、学校の要望に応じた派遣ができるよう、引き続き計画していく。	B
学校教育等の環境の整備	93	学びを育むための指導の充実	教育指導課	学校を計画的に訪問し、授業研究及び研究会での指導助言を行います。全国学力学習状況調査の本市の結果から、傾向・課題等の分析を行い、指導改善のポイントを情報提供し、各学校の実態に合わせた教育活動が推進されるよう支援します。	令和元年度	全国学力・学習状況調査の本市の結果から、傾向・課題の分析を行い、指導改善のポイントを情報提供し、各学校の実態に合わせた教育活動が推進されるよう支援を行った。令和元年度は、計画訪問による指導助言15校(小学校10校・中学校5校)を実施した。今後も「主体的・対話的で深い学び」の視点を意識した授業づくりについて指導・助言を行う。	B
					平成27～令和元年度(5年間)	各校の教育活動の推進に向け、学校訪問事業(計画訪問や研究推進校に対する支援等)を計画的に推進できた。	B
	94	教職員の研修・研究の充実	教育指導課	校内研究推進担当者会を実施します。研究推進校による研究発表会を開催します。小・中学校教育研究会を委託先とする研究委託事業を実施します。教職員を対象にした研修会・研究会を実施します。教育文化センターで調査研究並びに教育関係職員の研修を実施します。指導改善のポイントを各学校に情報提供し、各学校に合わせた教育活動の推進を支援します。	令和元年度	校内研究推進担当者会として、校内研究の意義やポイントについて伝達する会を1回、校内授業研究を2回、計3回実施した。大道小学校・村岡小学校・湘洋中学校において研究発表会を開催した。藤沢市小学校研究会21部会・藤沢市中学校研究会10部会発足。初任者52名、1年経験者59名、3年経験者62名、4年経験者63名、12年経験者58名を対象に、授業技術や指導力等「教師力」の向上を図る研修を実施した。教育文化センターでは、7つの研究部会を設置し、教育課題についての調査研究や各教科・領域等における実践的研究についての研究部会を年間計78回実施した。また、市内教職員を対象に、専門研修54講座を開催した。さらに、経験の少ない教職員に対し、実践的指導力を高める目的で土曜研修講座を年5回行った。	A
					平成27～令和元年度(5年間)	校内研究推進担当者会を計11回行い、推進担当者を通じて学校の教育力につながる研修を実施した。研究発表を小学校10校、中学校5校開催した。このほかに、藤沢市小学校研究会・藤沢市中学校研究会においても授業発表等を行い、該当学校の児童生徒の資質・能力を高め、かつ教師の授業力向上につなげた。また、発表を参観した教師の力につなげることができた。初任者、1年経験者、3年経験者、4年経験者、12年経験者を対象に、授業技術や指導力等「教師力」の向上を図る研修を45回実施した。教育文化センターでは、9つの研究部会で教育課題の調査研究や教科・領域等研究についての研究部会を約500回実施し、研究成果を冊子にまとめ、学校に情報提供した。	A
	95	教育連携の推進	教育指導課 保育課	各学校の独自性や特色を生かしつつ、教育連携のあり方やその具体的な方策について、推進校の実践などの紹介や情報交換を行い、実践が推進されるよう支援を行います。幼保小中特連携担当者会を実施します。学校間教育連携活動報告書により実践の成果と課題の集約を行います。合同行事等を通じ学校間の連携を行います。近隣校で情報交換を積極的に行います。	令和元年度	幼保小中特連携担当者会を実施した。校種間及び地域との連携の意義や進め方について、研修を行った。年度末には各校の取組報告をとりまとめ、電子データ上で情報共有を図った。各学校段階の円滑な接続や幼児教育を基礎とした小・中学校9年間を見通した教育の充実及び連携の推進を図るために、協議・研修・交流を実施していく。	B
					平成27～令和元年度(5年間)	子どもの成長過程にあわせた教育活動を行うために、幼稚園・保育園・小学校・中学校・特別支援学校の連携推進に努めた。	B
96	学校における安全対策の充実	教育指導課	市立小・中・特別支援学校に対して、緊急時にスムーズな対応がとれるよう整備を進めます。学校非常通報システムを引き続き55校に整備します。防犯ブザーの配付、安全指導の充実に引き続き努めます。スクールガード・リーダーの小学校全校配置を目指します。数値目標：H31までに全小学校35校に配置学校において防災講演会や研修会等を開催します。	令和元年度	前年度から継続の事業の他、スクールガード・リーダーについては、令和元年度で10地区すべてに導入することができた。	B	
				平成27～令和元年度(5年間)	非常通報システムについては、平成18年9月より、非常通報システム(総合警備保障)を市内55校に導入し、現在も継続中である。防犯ブザーについては、平成18年以降、市立小・特別支援学校の新1年生に配付(市外からの転入生含む)。スクールガード・リーダーについては、平成27年度より、村岡地区(村岡、大銀、高谷)、平成28年度より、明治地区(明治、羽鳥、八松)に追加配置、平成29年度より、藤沢地区(藤沢、大道、本町、大清水)、平成30年度に片瀬地区(鶴沼・鶴洋・片瀬・新林)、平成31年度より、辻堂地区(高砂小、浜見小、辻堂小、鶴南小)に追加配置を行った。平成25年度から、慶応大学環境情報学部准教授 大木聖子氏に講演会及び模擬授業をお願いしている。講演会は、主に教師が対象。内容は、効果的な防災教育をテーマとし、防災教育の授業イメージを与え、すぐにでも実践できるものとしている。なお、講演会は、保護者、地域住民なども聴講したこともある。平成29年度からは、中学校では避難所開設時を想定し、生徒がどのようなことができるのか、小学校では地震発生時に身の安全を守るための内容で行っている。	B	

●基本目標3「豊かな心を育む教育環境の整備」

施策の柱	個別事業に対する評価							
	番号	事業名	担当課	取組の方向	取組と今後の事業計画、課題等		事業の達成状況	
学校教育等の環境の整備	97	中学校学習支援事業	教育指導課	学習習慣を身につけるとともに、基礎的・基本的な学力の確実な定着を図るため、引き続き市内19校において実施します。	令和元年度	市内19校の中学校及び藤沢市相談支援教室で実施。令和元年度も基礎的・基本的な学力の確実な定着や学習習慣を身につけることを目的に、継続して実施した。	B	
					平成27～令和元年度(5年間)	市内19校の中学校実施。平成30年度からは藤沢市相談支援教室でも実施している。学習面で支援を必要とする生徒の基礎学力の定着面で成果をあげている。少人数で学習できるメリットも大きく、経済的に厳しい家庭の生徒も定期的に放課後に学習できる機会をつくることができた。	B	
	98	人権・環境・平和教育の推進	教育指導課	教職員に対し、人権・環境・平和教育の研修を実施します。セクハラ防止リーフレットを作成し、児童生徒に配付します。子どもの権利条約啓発リーフレットを作成し、児童生徒に配付します。環境教育を推進します。セクシュアル・ハラスメント防止リーフレットを作成・配付します。児童生徒及び教職員を対象に、人権・環境・平和教育に関する講演会等を実施します。	令和元年度	人権・環境・平和教育担当者会を2回開催し、研修を実施した。子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)啓発リーフレット及びスクール・セクシュアル・ハラスメント等防止リーフレットを配布し、教員の指導のもと児童生徒への啓発を行った。環境教育について、「チャレンジかわせみ」を実施した。講演会では、パラリンピックを題材に「共生社会」の在り方について考える授業を提案し、障がい者の人権だけでなく、オリパラ教育の啓発にもつながった。今後は、教育文化センターと連携し研修講座にて、モビリティ・マネジメント教育(交通環境学習)を実施したり、SDGsとESDを関連付け、一層の推進を図り、人権・環境・平和教育のさらなる充実を目指す。	B	
					平成27～令和元年度(5年間)	担当者会や啓発リーフレットの配布を継続する等、事業計画に基づいた人権・環境・平和教育の推進を行うことができた。	B	
	99	野外体験活動の推進	教育総務課	ハケ岳野外体験教室における自然体験活動を実施します。	令和元年度	ハケ岳野外体験教室での活動の実施(小学5年生35校、中学1年19校、特別支援学校1校)	A	
					平成27～令和元年度(5年間)	市内55校(小学校は5年生、中学校は1年生)が藤沢市ハケ岳野外体験教室を利用し、学校とは異なった豊かな自然環境に身を置くことにより、自然や社会、他者とかかわる体験・経験をしている。今後も、各学校のねらいにあったプログラム展開ができるよう、現地職員等と検討していく。	A	
	100	教育用情報機器の整備の推進	教育総務課	パイロット校におけるタブレット端末の授業での活用方法や課題等を検証します。	令和元年度	パイロット校での知見を活かし、小学校33校、中学校13校に校内無線LANの整備及び3,425台の学習用タブレット端末の整備を行った。	A	
					平成27～令和元年度(5年間)	パイロット校での取組により、1台当たり約15人で使用していた学習用端末が、1台当たり約7人まで改善された。	A	
	101	小・中学校整備事業	学校施設課	藤沢市立学校施設再整備計画を策定します。藤沢市立学校施設再整備計画に基づき、学校施設の安全対策・維持保全、環境整備等各種整備工事並びに施設の改築や大規模改修等の事業を実施します。	令和元年度	改築に伴う実施設計(小学校1校)及び屋内運動場建設工事(中学校1校)を完了した。トイレの改修や外壁改修等、学校施設の安全対策・維持保全、環境整備などの各種整備工事を実施した。	A	
					平成27～令和元年度(5年間)	藤沢市立学校施設再整備第1期実施計画を策定し、再整備事業について着手するとともに、学校施設の環境整備等の各種整備工事を実施した。	B	
	るさ 児ま 童ざ 生ま 徒な への 困り ご 対応 の充 抱 実 え	102	学校教育相談センターにおける相談体制の充実	教育指導課	スクールカウンセラーの活用により各学校の支援体制の充実と連携の推進を行います。小学校への本市スクールカウンセラーの配置日数を、週1日から週1.5日以上にして相談体制の充実を図ります。本人の力だけでは解決できない問題を抱えている児童生徒に対し、スクールソーシャルワーカーを派遣し、学校や関係機関と連携しながら福祉的な支援も含めて家庭環境への支援を行います。相談支援教室への入室を工夫することで、より多くの児童生徒が充実した活動参加とカウンセリングが受けられるよう支援を行います。就学先の選択から入学後の支援まで、幼児の状況を観察しながらきめ細かい相談支援を行います。	令和元年度	スクールカウンセラー(SC)による相談やスクールソーシャルワーカー(SSW)による訪問など、児童生徒の学校生活等への支援充実を図った。相談受付 週6日(平日及び土曜日の午前中)、就学支援委員会 10回、相談支援教室(82名入室相談)	B
						平成27～令和元年度(5年間)	市スクールカウンセラーを2名増員し、小学校の週1.5日配置を25校、週2日配置を5校にするなど、相談体制の充実を図ってきた。本人の力だけでは解決できない問題を抱えている児童生徒に対し、スクールソーシャルワーカーを派遣し、学校や関係機関と連携しながら福祉的な支援も含めて家庭環境への支援を行った。相談支援教室では、児童生徒が充実した活動参加とカウンセリングが受けられるような体制づくりを行った。就学先の選択から入学後の支援まで、幼児の状況を観察しながらきめ細かい相談支援を行った。	B

●基本目標3「豊かな心を育む教育環境の整備」

施策の柱	個別事業に対する評価						
	番号	事業名	担当課	取組の方向	取組と今後の事業計画、課題等	事業の達成状況	
さまざまな困りごとを抱える児童生徒への対応の充実	103	いじめや暴力の防止対策の推進	教育指導課 人権男女共同平和課	「藤沢市子どもをいじめから守る条例」に基づき、いじめ防止対策を推進します。 「いじめ防止プログラム」「いじめ防止教室」を実施し、いじめの未然防止を図ります。 「いじめ相談ホットライン」「いじめ相談メール」及び「いじめ防止対策スクールカウンセラー」を配置して、児童生徒、保護者からの相談に対応します。 「いじめ防止啓発リーフレット」を作成し、新入学児童の家庭に周知します。	令和元年度	6月に「藤沢市子どもをいじめから守る啓発講演会」を藤沢市・教育委員会の共催で実施した(参加者155名)。また、各校のいじめ防止担当者に対して、いじめ防止対策推進法の理解、藤沢市のいじめの現状、防止対策の現状について講義を行い、今後の取組について協議を深めた。さらに、いじめ防止啓発リーフレットおよび条例リーフレットを作成し、それぞれ小1・小4・中1の児童生徒に配付、またいじめ防止条例リーフレットについては、市内県立・私立(16校)の高1生徒及び公共施設等にも配布し、条例周知といじめ防止についての意識啓発を図った。平成30年度より「いじめ防止プログラム」の短縮版である「いじめ防止教室」を実施し、中学校9校小学校9校を実施したが、児童生徒の発達段階に合わせた内容となるよう工夫する必要がある。今後「いじめ防止教室」の講師を派遣している湘南DVサポートセンターと協議していく。	B
					平成27～令和元年度(5年間)	平成27年度から令和元年度まで毎年「藤沢市子どもをいじめから守る啓発講演会」を藤沢市・教育委員会の共催で実施した。また、いじめ防止対策推進法の理解と併せて藤沢市のいじめの現状、防止対策の現状についての理解を図ってきた。毎年いじめ防止啓発リーフレットおよび条例リーフレットを作成し、小1・小4・中1の生徒に配付、いじめ防止条例リーフレットについては、市内県立・私立の高1生徒及び公共施設等にも配布し、条例周知といじめ防止についての意識啓発を図った。リーフレットの配布や事業と合わせて、いじめ防止担当者会や「Stopいじめ!中学生の集いinふじさわ」において、児童生徒が主体的にいじめ防止対策に取り組んだ例を発信した。	B
	104	児童生徒指導の充実	教育指導課	いじめ、暴力、不登校等の児童生徒指導上の諸課題に対し、関係機関との連携のもと、未然防止・早期発見・早期対応に努めます。 学校や担当者会における研究・研修を通して、教職員の対応力と指導力の向上を図ります。 小学校に児童支援担当教諭を配置し、児童支援・指導体制の構築と充実を図ります。	令和元年度	児童支援担当教諭が、35校完全配置となったことによって、いじめの認知や対処の数が増えた。しかし、新しく児童支援担当教諭となった教員に対しては、支援の方法や関係機関との連携についての研修を通して、対応力をつけていく必要がある。	B
					平成27～令和元年度(5年間)	児童生徒指導には迅速かつ適切な初期対応が求められているが、適切な初期対応が行われず、解決に時間がかかってしまうことがある。児童生徒に合わせたきめ細かな対応と、保護者も含めた人間関係づくりにも努める必要がある。	B
	105	不登校児童生徒対策事業	教育指導課	不登校児童生徒をもつ保護者を対象に、おしゃべり広場を実施し、情報提供や情報交換、個別相談等を行います。	令和元年度	教育委員会とフリースクール等による「フリースクール等情報交換会」を初めて実施した。また、フリースクール等の代表者が生徒指導担当者兼児童支援担当者教諭協議会にて、フリースクールの活動を紹介する場を設定した。不登校児童生徒をもつ保護者を対象にした「おしゃべり広場」を年4回実施した。令和2年度も年4回開催する予定。	B
					平成27～令和元年度(5年間)	「フリースクール等情報交換会」により、教育委員会とフリースクール等及び、フリースクール同士のつながりができ、不登校児童生徒の支援の方法に広がりができた。今後は児童生徒が利用するフリースクール等を把握し、連携を図っていく必要がある。「おしゃべり広場」については、保護者の悩みや困り感を共有でき、保護者の精神的なサポートにつながり、負担の軽減となっている。開催についての周知の方法に関しては検討していく必要がある。	B

●基本目標4 「子育てしやすい生活環境の整備」

施策の柱	個別事業に対する評価						事業の達成状況
	番号	事業名	担当課	取組の方向	取組と今後の事業計画、課題等		
生活・居住環境の整備	106	市営住宅の環境整備	住宅政策課	7月と1月に住宅に困窮する低所得者に低廉な家賃で提供する市営住宅の入居募集を行います。市営住宅入居時に優遇を行うことや適宜随時募集を行うことで、入居しやすい環境を構築します。ひとり親世帯に対し、みなし寡婦控除を適用し、住宅使用料の減免制度について整備します。	令和元年度	住宅に困窮する低所得者に低廉な家賃で提供する市営住宅の定期募集を7月(43件)と1月(34件)行いました。また、定期募集に係る抽選会において、戸籍上配偶者がなく20歳未満の子を扶養する方を対象にして母(父)子等に対する優遇制度を適用しました。さらに、4月と10月に随時募集を行うことで入居しやすい環境を整備しました。	A
					平成27～令和元年度(5年間)	住宅に困窮する低所得者に低廉な家賃で提供する市営住宅の定期募集を平成27年度7月(32件)と1月(29件)、平成28年度7月(31件)と1月(28件)、平成29年度7月(42件)と1月(51件)、平成30年度7月(44件)1月(31件)行いました。また、ひとり親世帯に対し、みなし寡婦控除を適用し、住宅使用料の減免要綱を改正しました。	A
	107	緑地保全地区等の拡大	みどり保全課	「藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき、緑の保全、創出及び普及のための施策を推進し、引き続き緑地保全を図ります。「緑の実施計画」に基づく緑地取得を進めます。平成27年度 用地取得1件(川名緑地)平成28年度 用地取得1件(川名緑地)	令和元年度	令和元年度は川名緑地において、直買い及び県との共同購入により緑地取得を行った。今後も「藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき、緑の保全、創出及び普及のための施策を推進し、引き続き緑地保全を図る。	A
					平成27～令和元年度(5年間)	平成27年度 用地取得1件(川名緑地/直買い) 平成29年度 用地取得1件(川名緑地/公社先行取得) 平成30年度 用地取得2件(川名緑地/直買い及び公社先行取得) 令和元年度 用地取得3件(川名緑地/直買い及び県共同購入)	A
	108	緑化推進運動	みどり保全課	緑いっぱい運動など緑化のための普及啓発活動を推進します。平成27年度 緑と花いっぱい推進の集い 参加目標人数1,000人 平成28年度 緑と花いっぱい推進の集い 参加目標人数1,050人	令和元年度	令和元年度は事業内容の見直しに伴い、会場規模を変更し、参加人数は306人。今後も、事業内容の充実を図っていく。	B
					平成27～令和元年度(5年間)	平成27年度 参加人数 979人 平成28年度 参加人数 981人 平成29年度 参加人数 891人 平成30年度 参加人数 963人 令和元年度 参加人数 306人(会場が市民会館大ホールから小ホールに変更)	B
	109	公園・広場等の拡大	公園課	新たな公園の整備を進めるとともに、緑の広場を活用するなどしてオープンスペースの充実を図ります。平成27年度 公園と緑の広場の統廃合による都市計画の変更 平成28年度 公園と緑の広場の統廃合による公園の整備(1箇所)	令和元年度	新たに街区公園1箇所を整備した。また、策定した「藤沢市都市計画公園・緑地見直し方針」を基に、オープンスペースの充実を図るための取り組みを進めた。	B
					平成27～令和元年度(5年間)	計画期間中の4年間で新たに13公園を整備した。また、緑の広場を活用した公園の整備に向けた検討を進めていくため「藤沢市都市計画公園・緑地見直し方針」を策定し、この方針を基に、オープンスペースの充実を図るための取り組みを進めた。	B
	110	安全な遊び場を目指した地域との連携	公園課	公園愛護会の設立促進を勧奨していくとともに、公園美化ボランティアの養成を進め、地域による公園の自主管理組織をさらに充実させます。平成27年度 公園愛護会の新規設立 2団体 平成28年度 公園愛護会の新規設立 2団体	令和元年度	令和元年度は、公園愛護会の新規設立は4団体であった。様々な機会を捉え、公園愛護会設立促進、活動の充実や地域による公園の自主管理組織の充実に取り組んだ。	B
					平成27～令和元年度(5年間)	公園愛護会の新規設立については、平成27年度は2団体、平成28年度は1団体、平成29年度は3団体、平成30年度は1団体、令和元年度は4団体となっている。公園を安全で安心して利用いただけるよう愛護会等の担い手を確保した。一方で、既設団体における高齢化や会員数減少等により、廃止団体も増える傾向にあるため、さらに活動の支援を強化していくことが課題である。	B
	111	スポーツ・レクリエーション広場の設置	スポーツ推進課	天神スポーツ広場の少年野球場及び多目的広場の整備を進めます。喫緊の課題である、野球場整備を進めます。	令和元年度	・令和元年度利用実績：供用日255日、利用件数307件、利用人数15,202人 ・依然として野球場、球技場が不足していることから、引き続き、子ども達がスポーツに親しめる環境の整備に取り組む必要がある。	A
					平成27～令和元年度(5年間)	横浜湘南道路整備工事により、大清水スポーツ広場が閉場となり、野球場が不足する中、平成29年度に野球場、平成30年度に多目的広場がそれぞれ供用開始となり、子ども達がスポーツに楽しめる環境の整備を行うことができた。	A

●基本目標4 「子育てしやすい生活環境の整備」

施策の柱	個別事業に対する評価						事業の達成状況
	番号	事業名	担当課	取組の方向	取組と今後の事業計画、課題等		
生活・居住環境の整備	112	歩行空間等整備事業	道路整備課	整備中の路線の事業進捗を図るとともに、誰もが安全に安心して通行できる道路交通環境の整備を進めます。交通事故の防止に向けた安全対策として、道路管理者である市と交通管理者である警察が一体となって、道路区画線表示、道路反射鏡・車止めの設置なども並行して進め、安心して歩ける道づくりに努めます。	令和元年度	誰もが安全に安心して通行できる道路交通環境を整備するため、道路改良工事や道路区画線標示の新設等を行った。 道路改良延長 Σ=273m(4路線) 道路区画線標示 補修延長 L=29,193m 新設延長 L=5,848m 道路反射鏡 建替数 N=30ヶ所 新設数 N=25ヶ所 交差点自発光鏡 新設数 N=2ヶ所	A
					平成27～令和元年度(5年間)	道路改良延長 Σ=1,826m(14路線) 道路区画線標示 補修延長 L=265,633.71m 新設延長 L=82,018.26m 道路反射鏡 建替数 N=206ヶ所 新設数 N=135ヶ所 交差点自発光鏡 交換数 N=2ヶ所 新設数 N=9ヶ所	A
	113	藤沢市道路特定事業計画の推進	道路整備課	平成27年度策定予定の善行駅周辺地区移動円滑化基本構想に基づき道路特定事業を実施します。	令和元年度	善行長後線道路改良工事(L=100m)を実施したほか、善行西口駅前広場改良工事と県立体育センター西側昇降機整備工事に着手した。また、教育センター南通り線(令和2年度工事予定路線)の測量委託を実施した。	B
					平成27～令和元年度(5年間)	平成27年度に「バリアフリー法」に基づく善行駅周辺地区移動円滑化基本構想を策定、平成28年度から事業着手し、令和元年度までに計画9路線のうち、3路線の整備が完了、整備中が2路線となっている。今後も令和8年度の事業完成を目指して取り組んでいく。	D
	114	公共施設のバリアフリー化	公共建築課	公共施設の整備については、関連法令を遵守した上で「藤沢市公共建築ユニバーサルデザインマニュアル」を活用し、よりきめ細やかな対応のユニバーサルデザインを目指します。	令和元年度	天神小学校区放課後児童クラブ・障がい児者一時預かり施設新築工事、村岡中学校トイレ改修等の計8件の新築及び改修工事において、「藤沢市公共建築ユニバーサルデザインマニュアル」を活用し、みんなのトイレの設置(オストメイト対応)、段差の解消、車いす用昇降機の設置、手すりの設置、誘導ブロックの設置、車いす用駐車場を設けるなどの対応を行った。	A
					平成27～令和元年度(5年間)	5年間で合計41件の新築及び改修工事において、「藤沢市公共建築ユニバーサルデザインマニュアル」を活用しユニバーサルデザイン化を図ってきた。今後も、可能な限りユニバーサルデザインマニュアルに沿った施設整備を進めるため、関係各課への「マニュアル」周知等に努め、バリアフリー化予算を確保し実行できるよう努める。	A
115	藤沢バリアフリーマップ	障がい福祉課	最新の情報へ定期的に更新を行い、経路情報について音声読み上げ機能を追加するなど、よりわかりやすく利用しやすいホームページの作成に努めます。	令和元年度	東京2020オリンピック・パラリンピック大会に向けて、英語版とスマホ版を作成した。また、利用者が多く見込まれる分庁舎、善行市民センターの完成後に内容の修正を行い、前年度と比べ閲覧数が約600回増加した。しかし、1月あたりの平均閲覧数が280回とまだ少ないため今後も周知活動と、よりわかりやすいホームページの作成に努める。	B	
				平成27～令和元年度(5年間)	最新の情報へ定期的に更新を行い、英語版やスマホ版を作成するなど、よりわかりやすく利用しやすいホームページの作成に努めた。	B	
安全・安心なまちづくりの推進	116	交通安全運動の推進	防犯交通安全課	子どもたちに交通ルールと交通マナーや危険予知・危険回避などの知識を身につけてもらうために実践指導や交通安全教室を実施します。 通園・通学時の交通危険箇所での街頭指導を実施します。(4月・9月) 四季(春・夏・秋・年末)の交通安全運動を実施します。また、その中で「チャイルド(ベビー)シート着用」等について啓発します。 自転車マナーアップ運動を実施します。街頭指導・啓発活動(原則毎月5日・22日) 交通安全日の早朝街頭指導を実施します。(原則毎月1日・15日)	令和元年度	幼稚園・保育園及び小・中学校での交通安全教室の実施 幼稚園・保育園96回、小学校47回、中学校6回 通園・通学時の交通危険箇所での街頭指導の実施 4月5日・8日・9日 9月24日～26日 各季等(春・夏・秋・年末)の交通安全運動を実施 春5月11日～20日 夏7月11日～20日 秋9月21日～30日 年末12月11日～20日 その中で回覧チラシ等によりチャイルドシート着用の啓発を実施 自転車マナーアップ運動の実施(原則毎月5日・22日) 交通安全日の街頭指導を実施(原則毎月1日・15日)	A
					平成27～令和元年度(5年間)	幼稚園・保育園及び小・中学校での交通安全教室の実施 幼稚園・保育園448回、小学校253回、中学校23回 通園・通学時の交通危険箇所での街頭指導の実施(4月・9月) 各季等(春・夏・秋・年末)の交通安全運動を実施 その中で回覧チラシ等によるチャイルドシート着用について啓発を実施 自転車マナーアップ運動の実施(原則毎月5日・22日) 交通安全日の街頭指導を実施(原則毎月1日・15日)	A

●基本目標4「子育てしやすい生活環境の整備」

個別事業に対する評価																									
施策の柱	番号	事業名	担当課	取組の方向	取組と今後の事業計画、課題等	事業の達成状況																			
安全・安心なまちづくりの推進	117	犯罪のない明るいまちづくりの推進	防犯交通安全課	<p>市民を犯罪から守るために、防犯ブザーの貸出しを行います。(市民センター・公民館、安心みまもりステーション等) 各地区毎に、防犯パトロール活動を実施します。 夜間の通行の安全確保と地域の犯罪防止のために、防犯灯及び防犯カメラの設置費用を補助します。 安全・安心ステーションの設置及び運営支援を行うとともに、コンビニエンスストアと連携し、安心みまもりステーションの設置を促進します。 子どもたちが犯罪や不審者などから逃れる緊急避難場所として、「こども110番」の掲示を依頼し、事業の推進を図ります。 藤沢警察署・藤沢北警察署と連携して、市民への身近な防犯情報の提供を進めます。</p>	<p>令和元年度</p> <p>防犯街頭キャンペーン(開催日:10月28日・29日 場所:藤沢駅・辻堂駅・湘南台駅)及び市民センター・公民館での防犯ブザー貸出しの実施 配布個数284個 各地区毎の防犯パトロール活動のための物資を支援 自治会(町内会)等で管理する防犯灯及び防犯カメラの設置補助 防犯灯新規設置灯数149灯 防犯カメラ新規設置台数23台 こども110番事業の実施 登録者数:4,116件(令和2年3月末日現在) 防犯対策システムによる防犯情報や注意喚起等の配信事業を実施 メール配信数:86件 登録者数:11,969名(令和2年3月末日現在)</p>	A																			
					<p>平成27~令和元年度(5年間)</p> <p>防犯街頭キャンペーン及び市民センター・公民館での防犯ブザー貸出しの実施 配布個数1,355個 各地区毎の防犯パトロール活動のための物資を支援 自治会(町内会)等で管理する防犯灯及び防犯カメラの設置補助 防犯灯新規設置灯数823灯 防犯カメラ新規設置台数128台 こども110番事業の実施 登録者数:4,116件(令和2年3月末日現在) 防犯対策システムによる防犯情報や注意喚起等の配信事業を実施 メール配信数:412件(平成27年~令和元年度) 登録者数:11,969名(令和2年3月末日現在)</p>	A																			
	118	通学路の指定及び安全の確保	学務保健課	<p>引き続き、学校からの通学路変更届を受け、通学路危険箇所の改善要望を受けた場合は、関係機関と連携し、通学路の改善に努めます。 引き続き、通学路上及び通学路に面した箇所の宅地などの開発業者に対し、児童生徒への安全確保の依頼を行います。</p>	<p>令和元年度</p> <p>「藤沢市通学路交通安全プログラム」に基づき報告のあった危険箇所について、関係機関と連携して合同点検を実施し、安全対策を実施した。ハード面では各種安全対策を実施しているが、限界もあることから、今後は通学路の変更などソフト面の検討を支援することも必要となっている。また、通学路上及び通学路に面した箇所の宅地などの開発業者に対し、児童生徒への安全確保の依頼を行った。</p>	A																			
					<p>平成27~令和元年度(5年間)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>危険箇所</th> <th>合同点検</th> <th>対策要望</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>124箇所</td> <td>0箇所</td> <td>延べ36件(うち市の対応分 11件)</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>234箇所</td> <td>25箇所</td> <td>延べ77件(うち市の対応分 48件)</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>254箇所</td> <td>80箇所</td> <td>延べ126件(うち市の対応分 81件)</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>188箇所</td> <td>80箇所</td> <td>延べ124件(うち市の対応分 108件)</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>182箇所</td> <td>75箇所</td> <td>延べ202件(うち市の対応分 114件)</td> </tr> </tbody> </table>	年度	危険箇所	合同点検	対策要望	令和元年度	124箇所	0箇所	延べ36件(うち市の対応分 11件)	平成30年度	234箇所	25箇所	延べ77件(うち市の対応分 48件)	平成29年度	254箇所	80箇所	延べ126件(うち市の対応分 81件)	平成28年度	188箇所	80箇所	延べ124件(うち市の対応分 108件)
年度	危険箇所	合同点検	対策要望																						
令和元年度	124箇所	0箇所	延べ36件(うち市の対応分 11件)																						
平成30年度	234箇所	25箇所	延べ77件(うち市の対応分 48件)																						
平成29年度	254箇所	80箇所	延べ126件(うち市の対応分 81件)																						
平成28年度	188箇所	80箇所	延べ124件(うち市の対応分 108件)																						
平成27年度	182箇所	75箇所	延べ202件(うち市の対応分 114件)																						

●基本目標5「仕事と家庭との両立の推進」

個別事業に対する評価							
施策の柱	番号	事業名	担当課	取組の方向	取組と今後の事業計画、課題等		事業の達成状況
仕事と子育ての両立支援の推進	119	男女平等意識啓発のための情報提供	人権男女共同平和課	男女はともに対等であり、多様な生き方・働き方が選択できるという意識の啓発を推進します。	令和元年度	男女共同参画社会の実現に向けて意識啓発を行った。引き続き、取り組みを推進する。 ・市役所新館1階ロビーにて、男女共同参画に関するパネル展の実施。(6/20~7/1) ・「共に生きるフォーラムふじさわ」開催。(11/17開催、参加89名) ・男女が共に生きる情報紙「かがやけ地球」の発行。(年4回、各5,000部) ・ふじさわ男女共同参画ネットワーク協力員と連携し、各公民館まつりにて啓発物品を配布。	A
					平成27~令和元年度(5年間)	平成30年度に実施した市民意識調査の結果では、固定的な性別役割分担意識について反対と 思う人の割合が上昇し、6割を超えた。 男女共同参画の意識を根付かせるには、継続した取り組みが必要であるため、各種事業の継続 に向けて、より効果的な啓発ができるよう検討を進める。	A
	120	就労支援体制の充実	産業労働課	合同面接会を実施します。 資格取得の支援を行います。 就職支援セミナーを開催します。	令和元年度	湘南合同就職面接会を実施した(2020年1月24日実施:参加事業者29社、参加求職者53人)。参加 求職者数が逡減しており、変化する雇用情勢に対応していくことが課題である。 指定管理者により資格取得・就労支援セミナー等を実施した(資格取得講座:延べ17回実施、延 べ参加者103人、就労支援セミナー:延べ9回実施、延べ参加者67人、その他オプション講座:延 べ10回実施、延べ参加者215人)。就労支援セミナーについて中高年向け、女性向けの参加人数 が少なく、内容等の見直しや参加率の向上が課題である。	A
					平成27~令和元年度(5年間)	湘南合同就職面接会について、藤沢公共職業安定所、藤沢商工会議所、茅ヶ崎市、鎌倉市、寒 川町および各市町の商工会議所(商工会)と協力して実施した。資格取得・就労支援セミナーにつ いて、平成27年度は旧労働会館指定管理者の事業として、平成28年度から30年度までは業務委 託事業として、令和元年度からは藤沢公民館・労働会館等複合施設指定管理者の事業として実 施した。	B
	121	働きやすい環境づくりに向けた啓発	産業労働課	勤労ふじさわ等による、企業及び勤労者など市民への意識啓発を行います。 ワーク・ライフ・バランス推進会議と連携した、支援施策に取り組みます。	令和元年度	機関紙「勤労ふじさわ」(年12回、1回の発行部数約2,300部)を発行した。企業向け健康経営セ ミナーを実施した(2019年9月26日:参加者49人)。市民向けのワーク・ライフ・バランスに関する講 演会を開催した(2019年12月1日:参加者106人)。ワーク・ライフ・バランス推進会議を実施した(年 2回)。今後も働きやすい環境づくりに向けた啓発を行うため、継続的に情報発信を実施する。	A
					平成27~令和元年度(5年間)	機関紙「勤労ふじさわ」や市広報、啓発パンフレットで働き方改革関連法に伴う諸制度の変更点等 の紹介や、ワーク・ライフ・バランスの取り組み方等を掲載し、市民や企業へ働きやすい環境づく りに向けた啓発を行った。	B
	122	雇用環境の整備	産業労働課	労働相談事業を実施します。 街頭労働相談会を開催します。	令和元年度	毎週火・土曜日に労働相談を実施した(年97回実施、相談件数延べ483件)。駅等で街頭労働相 談会を実施した(年4回実施:辻堂駅2回・湘南台駅・本庁舎、相談件数延べ589件)。今後も労働 環境改善のため、定例的な労働相談及び立ち寄りやすい街頭労働相談を実施する。	A
					平成27~令和元年度(5年間)	社会保険労務士による労働相談を定期的に実施し、また立ち寄りやすい駅等で街頭労働相談会 を実施した。	B
	123	ファミリー・サポート・センター事業の充実【再掲(8)】	子ども家庭課	「おねがい会員」の多様なニーズに対応できるようにするため、広く事業のPRを行い「まかせて会 員」の会員数の増加に取り組みます。また、料金等も含め誰もが利用しやすい制度となるよう検討 を進めます。	令和元年度	【実績】 ・おねがい会員:6,508人 まかせて会員:1,043人 どっちも会員:594人 ・活動件数・・・13,085件 【課題と今後の取組】 「おねがい会員」の増加数に対して、「まかせて会員」の増加数が少ないことから、市民ニーズの 増加も想定し、「まかせて会員」数を増やすことが必要である。 引き続き広報ふじさわ等を活用し、事業周知を行うほか、公共施設等にチラシを配架するなど「ま かせて会員」数の更なる増加に取り組む。	A
					平成27~令和元年度(5年間)	積極的な周知活動の結果、会員数が増加し、子育て支援の充実につながった。	A
	124	トワイライトステイ事業の推進【再掲(9)】	子ども家庭課	地域ごとの利用状況等を踏まえ、実施施設の拡大や支援の充実を図ります。	令和元年度	【実績】 延べ利用日数・・・93日 【課題と今後の取組】 トワイライトステイ(事業所型)の利用者数が少ないため、積極的な周知活動を行い、本事業の利 用を必要としている方に情報が行き届くように努めていく。	A
					平成27~令和元年度(5年間)	積極的な周知活動の結果、5年間で登録児童数は約1.7倍増となり、子育て支援の充実につな がった。	A
125	ショートステイ事業の推進【再掲(10)】	子ども家庭課	利用状況を踏まえ、利用者のニーズに応じた支援内容の充実を図ります。	令和元年度	【実績】 ・延べ利用日数・・・204日 【今後の取組】 ・登録児童数は年々増加しており、今後も需要が見込まれることから、継続して事業に取り組む。	A	
				平成27~令和元年度(5年間)	積極的な周知活動の結果、5年間で登録児童数は約1.7倍増となり、子育て支援の充実につな がった。	A	

●基本目標6 「配慮を必要とする子ども・家庭への支援」

施策の柱	個別事業に対する評価					事業の達成状況	
	事業No.	事業名	担当課	取組の方向	取組と今後の事業計画、課題等		
児童虐待防止対策の推進	126	児童虐待防止ネットワークの充実	子ども家庭課	要保護児童対策地域協議会のネットワークを活用し、地域全体で子どもを守る支援体制を強化する取り組みを進めます。居住実態が把握できない児童についての情報把握に努めます。児童虐待の再発防止のための支援を行います。市民や関係機関に対しての啓発活動を行います。	令和元年度	<p>【実績】</p> <p>児童虐待に関する相談や通告を受け、児童の安全確認、要保護児童対策地域協議会の構成機関等への調査及び保護者への指導や継続的支援を実施した。また児童虐待防止に関する研修の実施により関係機関や市民に対して啓発を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規相談件数・・・238件 ・継続相談件数・・・255件 ・啓発研修等の開催・・・14回実施 516人参加 <p>【課題と今後の取組】</p> <p>児童虐待の早期発見と迅速な対応につながるよう、日常的に子どもの様子や変化を知ることができる児童の所属機関等に対し、引き続き、虐待対応の基礎知識や責務についての周知を行う。また、改正児童福祉法(2020年4月1日施行)に体罰の禁止が明記されたことに伴い、市民に対して体罰の禁止を含めた児童虐待防止のための啓発を行っていく。</p>	A
					平成27～令和元年度(5年間)	児童虐待に関する相談や通告を受け、児童の安全確認、要保護児童対策地域協議会の構成機関等への調査及び保護者への指導や継続的支援を実施した。また児童虐待防止研修等を行い、関係機関や市民に対して啓発を行った。また、改正児童福祉法(平成29年4月1日施行)に基づき設置している「子ども家庭総合支援拠点」として、児童・保護者への継続的な支援を実施するため、個々の家庭が抱えた課題を整理し、解決に向けた支援方針の検討と関係機関との役割分担の協議を行った。	A
	127	特に支援が必要な相談の充実	子ども家庭課	子どもや子育てに関するさまざまな相談に適切かつ柔軟に対応することにより、保護者の養育に関する負担感の軽減と児童虐待の予防を図ります。個別のニーズに応じた相談や情報の提供を行うとともに関係機関との連携を強化します。	令和元年度	<p>【実績】</p> <p>子育て相談、子育て不安等の相談に対し専門相談員による情報提供や助言を行い、必要に応じて専門機関を紹介した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談件数・・・563件 <p>【課題と今後の取組】</p> <p>相談内容の複雑化、長期化が目立つことから、個別のニーズに応じた相談対応や情報提供を行うとともに、引き続き、関係機関との連携強化を図る。</p>	A
					平成27～令和元年度(5年間)	子育て相談、子育て不安等の相談に対し専門相談員による情報提供や助言を行い、必要に応じて専門機関を紹介した。	A
	128	養育支援訪問事業	子ども家庭課	養育者が育児ストレス、産後うつなどの問題により子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭、また、虐待の恐れやそのリスクを抱える家庭、乳児家庭全戸訪問の実施結果などで支援が特に必要であると判断した家庭を対象に児童の安定した養育の確保を図ります。要支援家庭に対し、保健師などが養育に関する専門的指導及び助言などの支援を行います。育児・家事の援助が必要な家庭へヘルパーを派遣します。 ・支援形態 短期集中型(3か月以内)、中期支援型(6か月～12か月)、時間外支援型(3か月以内)	令和元年度	<p>【実績】</p> <p>子どもの養育について支援が特に必要であると判断した家庭を訪問し、保健師、保育士等による養育に関する指導・助言やヘルパー派遣による育児・家事の援助等を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門的指導助言・・・170件 ・育児・家事の援助・・・105件 <p>【課題と今後の取組】</p> <p>特に支援が必要な家庭についての関係機関との情報共有をさらに進め、お互いの役割について、認識を深めていく必要がある。今後は定期的なカンファレンスや打ち合わせの機会を利用し、事例を通じたアセスメントの共有を図る。ヘルパー派遣事業の委託先には、支援対象者の抱えている問題を解決するため、育児・家事援助等を担ってもらっている。その支援には十分な知識やスキルが必要である。当課としては、この知識やスキルを現場に出るスタッフそれぞれに身に付けてもらえるような場の提供をすることが必要であると考えている。</p>	A
					平成27～令和元年度(5年間)	子どもの養育について支援が特に必要であると判断した家庭を訪問し、保健師、保育士等による養育に関する指導・助言やヘルパー派遣による育児・家事援助等を行った。保健師等の訪問を要する家庭やヘルパー派遣による育児・家事援助等の対象となる世帯数は年度によって増減があるが、今後も児童の安定した養育を確保するため、引き続き、事業を実施する。	A
	129	母子保健からの児童虐待予防及び早期対応	子ども健康課	妊娠届や出産医療機関等との連携により、養育が困難と思われる家庭の早期発見に努め、必要な保健指導の充実を図ります。こんにちは赤ちゃん事業(ハローベビィ訪問)及び健診未受診者への受診勧奨を行い、児の状況把握に努め、関係機関等と連携し、支援します。養育支援が必要な家庭に対しては、養育支援訪問事業等につなぐなど、育児負担の軽減を図り、子どもの健やかな発育・発達を促します。	令和元年度	<p>こんにちは赤ちゃん事業、および健診未受診者に対して家庭訪問を行い、母子の状況把握に努めた。必要な場合、定期的な関係機関との連携を図り、支援を行った。妊娠届出書や妊婦健診・出産医療機関との連携により、養育困難家庭の早期発見に努め、保健指導や支援を行った。</p>	B
					平成27～令和元年度(5年間)	虐待予防の一環である、こんにちは赤ちゃん事業や、健診、相談事業をとし、個別の子育て状況を把握し、関係機関と連携を図り支援を行った。適切な時期に必要な支援につながるよう、妊娠期から子育て期を通じて、関係機関とも連携し、切れ目ない支援を目指し、養育の負担や課題に対応できるよう配慮した。引き続き、こんにちは赤ちゃん事業・健診未受診者に対して家庭訪問等での状況把握や受診勧奨を実施していく。また、関係機関との連携を図り、早期発見から支援につなげる。	B

●基本目標6 「配慮を必要とする子ども・家庭への支援」

施策の柱	個別事業に対する評価						事業の達成状況
	事業No.	事業名	担当課	取組の方向	取組と今後の事業計画、課題等		
児童虐待防止対策の推進	130	地域の情報化とネットワーク化【再掲(35)】	福祉健康総務課	民生委員児童委員及び主任児童委員は、ともに子ども青少年部と神奈川県中央児童相談所との情報交換を行う場の開催、事例検討等の機会の充実に努め、ネットワーク化をさらに推進します。	令和元年度	地区の民児協において、市内の小中学校と情報共有し、事業等で連携を行ったほか、神奈川県中央児童相談所児童福祉司と面談する機会をもった。主任児童委員は、子ども家庭課虐待相談員と神奈川県中央児童相談所児童福祉司との情報交換を年4回開催し、事例検討等により知識を深め、ネットワーク化を進めた。	A
					平成27～令和元年度(5年間)	地区の民児協において、毎年市内の小中学校と情報共有し、事業等で連携を行ったほか、神奈川県中央児童相談所児童福祉司と面談する機会をもった。主任児童委員は、子ども家庭課虐待相談員と神奈川県中央児童相談所児童福祉司との情報交換を毎年開催し、事例検討等により知識を深め、ネットワーク化を進めた。	A
ひとり親家庭等の自立支援の推進	131	ひとり親家庭への子育て・生活支援	子育て給付課	ひとり親家庭の子育てや生活に関する様々な相談からニーズや課題を把握し、「バックアップふじさわ」等庁内各部及び関係機関と連携し、相談者に寄り添った継続的な支援を行います。ひとり親家庭の親が日常生活の中で子育てをしながら就労や修学等を行うにあたり、一時的に家事支援や育児支援が必要となった場合に支援員を派遣し、生活の安定と負担感の軽減を図ります。日常生活において複合的な課題を抱え、継続的な専門的支援が必要と判断した母子家庭については、母子生活支援施設に入所できるよう支援します。入所後においても、定期的な面接等により自立に向けた支援を行います。	令和元年度	ひとり親家庭の抱える課題を把握し、一人ひとりに寄り添いながら継続的な支援を行った。今後も専門的支援が必要と判断した母子家庭については、該当施設への入所と共に自立に向けた支援を行っていく。 ○延べ相談件数 2,483件 ○ひとり親家庭等日常生活支援事業 登録世帯 13世帯 利用世帯 2世帯	A
					平成27～令和元年度(5年間)	母子・父子及び寡婦福祉法に基づき母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭等の日常生活や子育て、経済的支援についての相談を受け、必要に応じて関係機関と連携しながら、相談者に寄り添った支援を行うとともに、平成28年度から相談時間延長し、利便性の向上を図った。また、義務教育修了前の児童を扶養している児童扶養手当受給世帯及びそれに準ずるひとり親家庭等を対象に、家事や育児を支援する支援員を派遣した。母子生活支援施設の入所が1世帯あり、他市施設への入所を継続支援した。	A
	132	ひとり親家庭への就労支援	子育て給付課	就労に関する相談から家庭状況や課題を的確に把握し、「ジョブスポットふじさわ」等の関係機関と連携し、より安定した生活基盤を築くための就労の確保に向けて継続的な支援を行います。厚生労働省の指定する1ヵ月以上1年未満の教育講座を受講した場合、受講料の一部を自立支援教育訓練給付金として支給します。生活の安定に資する資格(看護師・保育士・介護福祉士など)を取得するため1年以上の養成機関で修業する場合、高等職業訓練促進給付金を支給します。最終学歴が中学校である親及び子が、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講した場合、修了時と認定試験合格時に受講費用(上限あり)として、高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金を支給します。	令和元年度	ひとり親家庭の相談の中で相談者の必要に応じ、母子・父子自立支援員がジョブスポットふじさわに同行するなど、関係機関との連携を図りながら、就労支援に向け、寄り添った支援を行った。 ○自立支援教育訓練給付金 17人 705,055円 ○高等職業訓練促進給付金 24人 27,450,500円 ○高等職業訓練修了支援給付金 7人 300,000円 ○高等学校卒業程度認定試験 受講修了時給付金 2人 258,000円 合格時給付金 1人 100,000円	A
					平成27～令和元年度(5年間)	ひとり親家庭の自立及び生活の安定を図るため、自立支援教育訓練給付金など各種給付金の支給を行った。平成28年度から、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金の対象資格や支給額を拡充したほか、これまでひとり親家庭の親が対象となっていた高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金を、ひとり親家庭の親と子に拡大し、ひとり親家庭への就労支援の充実を図った。	A
133	ひとり親家庭への経済的支援	子育て給付課	児童扶養手当法に基づき、ひとり親または養育者家庭の生活の安定と自立の促進及び子どもの福祉の増進を図るため、児童扶養手当の支給を行います。母子家庭、父子家庭、父母のいない子どもの養育者家庭等に医療費を助成することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、福祉の増進を図ります。父または母に代わり児童を養育している祖父母等に対し、公的年金や労働基準法による遺族補償等を受給していることにより全部または一部が支給対象とならない児童扶養手当相当額を、生活の安定と子どもの福祉の増進を目的に養育者支援金として支給します。母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、ひとり親家庭及び寡婦の生活の安定と経済的自立を図るとともに子どもの福祉の増進を目的として、県が実施する就学支度資金や修学資金等の貸付業務を行います。	令和元年度	児童扶養手当又は養育者支援金の支給及びひとり親家庭等への医療費の助成を行った。今後も、ひとり親家庭のニーズを把握し、ひとり親家庭の生活の安定と自立に向けた経済的支援を行っていく。 ○児童扶養手当受給者 2,157人(R2.3.31) 年間支給額 1,397,491,430円 ○ひとり親家庭等医療費助成 延べ受給者 64,736人 助成額 204,758,242円 ○養育者支援金 延べ受給者 53人 年間支給額 2,393,690円	A	
				平成27～令和元年度(5年間)	ひとり親家庭の生活の安定、自立の促進及び経済的負担の軽減を図るため、児童扶養手当の支給及び医療費の助成を行ったほか、平成27年度からは父母に代わって子を養育する祖父母等に対する養育者支援金の支給を開始した。また、経済的支援の必要な家庭に対し、母子・父子自立支援員が申請者の生活状況、返済計画などを確認しながら、県の実施する貸付制度の案内及び申請の受付を行った。	A	
134	寡婦(夫)控除のみなし適用	子育て給付課 保育課	母子生活支援施設・高等職業訓練促進給付金・助産、認可保育所の保育料及び幼稚園等就園奨励費補助金に適用させていますが、さらに対象事業の拡大を検討します。	令和元年度	平成30年度から、国においても子ども・障がい・健康関係の事業実施について未婚のひとり親に対する寡婦(夫)控除のみなし適用が実施された。適用を受けるためには申請が必要となることから、ひとり親相談等を行う中で、該当すると思われるひとり親家庭に対し、引き続き制度の案内を行っていく。	A	
				平成27～令和元年度(5年間)	ひとり親世帯であっても、婚姻を前提とする寡婦(夫)と異なり、未婚のひとり親については税法上の控除が適用されず、各種福祉サービス等において不利な取扱いとなっていることから、市が独自で保育料の算定や補助事業にあたり、寡婦(夫)控除のみなし適用を実施することにより、是正を行った。	A	

●基本目標6「配慮を必要とする子ども・家庭への支援」

個別事業に対する評価							
施策の柱	事業No.	事業名	担当課	取組の方向	取組と今後の事業計画、課題等	事業の達成状況	
障がい児施策の充実	135	子ども発達相談の充実	子ども家庭課	一人ひとりの特性や能力に応じた適切な支援につなぐ体制を整えます。保育園や幼稚園等施設の人材を育成して地域支援事業を推進します。保護者の障がい理解を促すための講座や啓発事業を実施します。	令和元年度	【実績】 障がい児や発達に心配のある子どもについて、専門性のある職員が子どもの状態に応じた適切な相談や支援を行った。 また、幼稚園や保育園の支援者に対し、集団の中で配慮の必要な子どもについての巡回相談により専門性を活かした助言を行うとともに、市民向けには、子どもに対する理解を深めることなどを目的とした研修会を実施した。 ・支援者向け研修会(連続講座を含む)16回 ・市民向け研修会(連続講座を含む)10回 【課題と取組】 相談内容の複雑化に加え家族全体への支援が必要な相談が増加していることを踏まえ、多様化する相談内容に対応するための相談体制を再検討する必要がある。 また、保育園や幼稚園の支援者に対しては引き続き研修や巡回相談を行い、子どもたちが安心できる環境づくりを図る。	A
					平成27～令和元年度(5年間)	障がい児や発達に心配のある子どもに対し、専門の職員が子どもの状態に応じた適切な相談や支援を行った。	A
	136	子ども発達支援ネットワークの推進	子ども家庭課	障がい児や発達に特別な支援が必要な児童についての総合的な相談窓口の整備に取り組みます。障がい児の一貫した支援を図るためにサポートファイルを活用し、関係機関との緊密な連携を図ります。	令和元年度	【実績】 障がい児や特別な支援が必要な子どもが状況に応じた適切な支援を受けることができるよう、子ども発達支援連絡会議において事例検討等によりお互いの役割について認識を深めた。 また、サポートファイルについては、活用促進を図るためホームページ、広報等での周知を行った。 ・子ども発達支援連絡会議の開催2回 ・子どもサポートファイルの配布229冊 【課題と取組】 サポートファイルを活用して幼児期から学齢期の円滑な相談を行い、発達の課題に応じた適切な支援につなげていく。	A
					平成27～令和元年度(5年間)	障がい児や発達に特別な支援が必要な子どもが、ライフステージに応じた一貫した支援を受けられるよう、ネットワークによる支援や情報共有のための子どもサポートファイルの配布を行った。	A
	137	障がい児支援サービス	(～H29) 障がい福祉課 (H30～) 子ども家庭課	国の動向を踏まえ、本市が策定する「障がい者計画」及び「障がい福祉計画」に基づき、障がい児支援サービスの充実を図ります。	令和元年度	【実績】 1. 児童福祉法に基づく、障がい児通所支援サービスの利用実績 ・児童発達支援 370名 ・放課後等デイサービス 749名 ・保育所等訪問支援 4名 2. 相談支援専門員による障がい児支援利用計画の作成実績 ・全支給決定者1,290名のうち相談支援専門員による計画作成実績は252名 【課題と今後の取組】 障がい児支援サービスの充実を図るため、市内の障がい児支援を行っている事業所に対し説明会や研修を開催する等、保育所等訪問支援と障がい児相談支援を提供する事業所を増やす取組を検討していく。	A
					平成27～令和元年度(5年間)	サービス提供事業所の増加傾向が続いていることで利用者の選択肢が広がり、支援が受けやすい環境が整ってきた。 今後は、サービス提供事業所の支援内容の質をより向上させるため、児童発達支援ガイドラインや放課後等デイサービスガイドラインを活用して研修等を行っていく。	A
	138	補装具の給付	障がい福祉課	障がい者総合支援法に基づき、身体機能を補完することにより、障がい児の日常生活の便宜性を図ります。	令和元年度	令和元年度は、障がい者総合支援法に基づき、身体機能を補完することにより、障がい児の日常生活の便宜を図るため、合計232件の補装具給付決定を行った。	A
					平成27～令和元年度(5年間)	給付決定合計1,220件	A
	139	太陽の家しいの実学園	障がい福祉課	通園する障がい児に対して、さまざまな生活体験や機能訓練などとおして発達を促し、障がい児の地域の中での生活を支援します。	令和元年度	通園する障がい児に対して、様々な生活体験や機能訓練などを通して発達を促進し、障がい児が地域の中で暮らせるように支援した。 定員60人 開所日数 231日 延べ13,477人	A
					平成27～令和元年度(5年間)	定員60人 開所日数 1,167日 延べ64,092人	A

●基本目標6 「配慮を必要とする子ども・家庭への支援」

個別事業に対する評価							
施策の柱	事業No.	事業名	担当課	取組の方向	取組と今後の事業計画、課題等	事業の達成状況	
障がい児施策の充実	140	障がい者等医療費助成事業【再掲(49)】	福祉医療給付課	今後も継続して事業を実施し、障がい児の医療に関わる経済的負担を軽減し、保健の向上と福祉の増進を図ります。	令和元年度	継続して事業を実施した。行財政改革の見直し検討対象事業となっており、現在、事業の在り方も含め検討中。	A
					平成27～令和元年度(5年間)	障がい児の医療に関わる経済的負担を軽減し、保健の向上と福祉の増進が図られた。	A
	141	障がい児福祉手当の給付【再掲(50)】	障がい福祉課	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、今後も障がい児に対して手当を支給し、福祉の増進を図ります。	令和元年度	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、障がい児に対して手当を支給した。月額 14,790円 受給者人数 201人	A
					平成27～令和元年度(5年間)	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、障がい児に対して手当を支給した。	A
	142	障がい者福祉手当の給付【再掲(51)】	障がい福祉課	藤沢市障がい者福祉手当条例に基づき、引き続き、障がい児に対して手当を支給し、福祉の増進を図ります。	令和元年度	藤沢市障がい者福祉手当条例に基づき、障がい児に対して手当を支給した。月額 4,000円 受給者人数 714人※20歳未満受給対象者数	A
					平成27～令和元年度(5年間)	藤沢市障がい者福祉手当条例に基づき、障がい児に対して手当を支給した。	A
	143	特別支援教育の充実	教育指導課	特別支援教育協議会において、藤沢市の特別支援教育に関する課題の把握と課題解決の方向性などについて協議します。小・中学校で教員研修などにおける講師招への支援や、特別支援教育スーパーバイザーの派遣などにより、教員の専門性向上をはかります。特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対し、介助員を派遣します。医療的ケアを必要とする児童生徒に対し、学校看護介助員を派遣します。特別支援学級及び白浜養護学校在籍児童のための体育館開放を行います。	令和元年度	特別支援教育協議会を4回、太田ステージによるアセスメント研修会を3回、特別支援学級及び特別支援学校在籍児童のための体育館開放を20回、特別支援教育スーパーバイザーの派遣を12回実施した。特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対し、55校に介助員を派遣した。また、医療的ケアを必要とする児童生徒に対し、学校看護介助員を6校に派遣した。	A
					平成27～令和元年度(5年間)	特別支援教育協議会において、藤沢市の特別支援教育に関する課題の把握と課題解決の方向性などについて協議した。小・中学校で教員研修などにおける講師招への支援や、特別支援教育スーパーバイザーの派遣などにより、教員の専門性向上を図った。特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対し、介助員を、医療的ケアを必要とする児童に対し、学校看護介助員を派遣した。特別支援学級及び白浜養護学校在籍児童のための体育館開放を行った。「藤沢市立学校における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を策定した。	A
	144	特別支援教育整備事業	教育指導課	支援を必要とする児童生徒のニーズに対応できるよう、児童生徒数の推移や空き教室の状況等を勘案したうえで、特別支援学級及び通級指導教室の設置を計画的に進めていきます。	令和元年度	大庭小学校と滝の沢中学校に、令和2年度特別支援学級開設のための準備を行った。令和2年度は令和3年度の長後小学校、大清水中学校特別支援学級開設のための準備を行う予定。	A
					平成27～令和元年度(5年間)	平成30年度に秋葉台小学校、令和元年度に六会小学校、令和2年度に大庭小・滝の沢中特別支援学級開級、平成28年度に通級指導教室「すまいる」を中里小学校に開設した。	A
	145	育成医療給付【再掲(43)】	子育て給付課	障がい児(障がいに係る医療を行わないときは将来障がいを残すと認められる疾患がある児童を含む)の健全な育成を図るため、生活の能力を得るために必要な医療費の給付を行います。	令和元年度	育成医療による治療を必要とする児童に対し、認定・給付を行った。○受給者数 27人 年間受診件数 86件 年間助成額2,745,621円	A
					平成27～令和元年度(5年間)	18歳未満の児童を対象に、現在障がいがあるか、または現在の疾患に対する治療を行わないと将来に一定の障がいを残すと認められるとき、手術等の治療によって確実に障がいを除去、あるいは軽減する効果が期待できる場合について、育成医療の認定・給付を行った。	A
	146	特別児童扶養手当の支給(經由事務)【再掲(44)】	子育て給付課	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、精神または身体に中程度以上の障がいのある20歳未満の児童を監護している父、母または父母に代わりその児童を養育している方に特別児童扶養手当を支給するための事務を行います。	令和元年度	政令に定める程度以上の障がいのある20歳未満の児童を養育している者に対して、特別児童扶養手当を支給するための事務を行った。(認定及び支給は神奈川県) ○受給権者数 672人	A
					平成27～令和元年度(5年間)	政令に定める程度以上の障がいのある20歳未満の児童を養育している者に対して、児童の福祉の増進を図るため、特別児童扶養手当を支給するための事務を行った。(認定及び支給は神奈川県)	A

●基本目標6「配慮を必要とする子ども・家庭への支援」

個別事業に対する評価						
施策の柱	事業No.	事業名	担当課	取組の方向	取組と今後の事業計画、課題等	事業の達成状況
子どもの貧困対策の推進	147	ひとり親家庭への支援	子育て給付課	<p>経済的支援として、児童扶養手当、養育者支援金の支給並びに神奈川県母子父子寡婦福祉資金の貸付(經由事務)を行います。</p> <p>就労支援として、母子・父子自立支援員が、就労に関する相談から家庭状況や課題を的確に把握し、「ジョブスポットふじさわ」等の関係機関と連携し、より安定した生活基盤を築くための就労の確保に向けて継続的な支援を行います。</p> <p>生活支援として、母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭の子育てや生活に関する様々な相談からニーズや課題を把握し、「バックアップふじさわ」等庁内各部及び関係機関と連携し、相談者に寄り添った継続的な支援を行います。</p>	<p>令和元年度</p> <p>児童扶養手当又は養育者支援金の支給及びひとり親家庭等への医療費の助成を行った。今後も、ひとり親家庭のニーズを把握し、ひとり親家庭の生活の安定と自立に向けた経済的支援を行っていく。</p> <p>○児童扶養手当受給者 2,157人(R2.3.31) 年間支給額 1,397,491,430円</p> <p>○ひとり親家庭等医療費助成 延べ受給者 64,736人 助成額 204,758,242円</p> <p>○養育者支援金 延べ受給者 53人 年間支給額 2,393,690円</p>	A
					<p>平成27～令和元年度(5年間)</p> <p>経済的支援として、児童扶養手当、養育者支援金の支給及び医療費の助成並びに神奈川県母子父子寡婦福祉資金の貸付(經由事務)を行った。</p> <p>就労支援として、母子・父子自立支援員が、就労に関する相談から家庭状況や課題を的確に把握し、「ジョブスポットふじさわ」等の関係機関と連携し、より安定した生活基盤を築くための就労の確保に向けて継続的な支援を行った。</p> <p>生活支援として、母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭の子育てや生活に関する様々な相談からニーズや課題を把握し、「バックアップふじさわ」等庁内各部及び関係機関と連携し、相談者に寄り添った継続的な支援を行った。</p>	A
	148	生活困窮世帯の子どもに対する学習支援の充実	地域包括ケアシステム推進室	<p>対象者となる子どもの状況に応じて、以下の支援を行います。</p> <p>(1)学習支援 対象者の状況に応じた基礎学力の向上のための学習支援</p> <p>(2)進学支援 対象者及びその保護者に対する、主に高等学校への進学情報、受験情報の提供や、進学に伴う手続き支援</p> <p>(3)修学支援 順調な学校生活を送り、卒業するための居場所の提供や学習に関する助言等</p>	<p>令和元年度</p> <p>登録している中学3年生の卒業後の進路については、18名が高校進学している(公立高校14名・私立高校3名・専門学校1名)。進学に向けた説明会への同行や受験前の冬期講習など、一人ひとり丁寧な支援をすることができた。</p>	A
					<p>平成27～令和元年度(5年間)</p> <p>平成27年度より2事業所に委託を開始。平成28年度からは3事業所となった。利用が定着していくことで学習に対する意欲や進学に対する意識も変わっていることと、伴走かつ継続した支援の結果、毎年全員の中学3年生が高校進学を決めている。</p>	A
	149	子どものいる生活保護世帯等に対する支援の充実	生活援護課	<p>対象者となる世帯の状況に応じて、以下の支援を行います。</p> <p>(1)日常生活支援 子どもとその保護者が日常的な生活習慣を身につけるための支援</p> <p>(2)養育支援 ひきこもりや、不登校、育児不安に対する支援</p> <p>(3)教育支援 子どもの学校生活、進路等に関する支援</p> <p>(4)就労支援 社会性が乏しく、就職活動が困難な若者に対する就労準備支援及び保護者の就労支援</p>	<p>令和元年度</p> <p>子どものいる生活保護世帯及び生活困窮者支援事業対象家庭の社会的自立の促進及び子どもの貧困の連鎖を解消するため子ども支援員を配置し、困難を有する子ども・若者とその保護者に対し、子ども支援員がケースワーカーと連携し、125世帯137人に対して子どもの健全育成の視点に立ち(1)から(4)の寄り添い型の支援を実施した。</p>	B
					<p>平成27～令和元年度(5年間)</p> <p>平成27年度から令和元年度までの5年間で、平成27年度は65世帯77人、平成28年度は76世帯92人、平成29年度は87世帯101人、平成30年度は87世帯103人、令和元年度は125世帯137人、延べ440世帯510人に対して支援を実施した。</p> <p>多様化する相談内容や高等教育無償化をはじめとする制度の変革に対応するため、これまで以上に子どもと関わる関係機関との連携支援の充実が課題である。</p>	B

●基本目標7「若者の自立支援の充実」

個別事業に対する評価							
施策の柱	事業No.	事業名	担当課	取組の方向	取組と今後の事業計画、課題等	事業の達成状況	
若者の職業的自立の支援	150	技能振興関係事業	産業労働課	技能者の仕事を身近に感じてもらうため、技能職団体等と連携し各種事業を実施します。 ・職人版インターンシップ事業 ・学校訪問事業 等	令和元年度	職人版インターンシップ: 募集をした業種への応募はなかったため、未実施。 学校訪問事業: 計10日間、市内の小学校6校、中学校4校を訪問 職場体験: 市内中学生19人の職場体験を実施。受入れ団体は、藤沢菓子組合、神奈川土建一般労働組合湘南支部、藤沢造園組合。	B
					平成27～令和元年度(5年間)	対象者の将来の選択肢の拡大や技能職の担い手確保などを目的に、職人版インターンシップや学校訪問事業、職場体験を実施した。 今後もこれらの事業を進めるにあたり、受入れ可能団体の拡大や事業自体の周知強化が課題である。受入れ団体や周知先へ早めの情報提供が必要である。	B
ニート・ひきこもり・不登校等の若者への支援の充実	151	個別サポート事業	青少年課	義務教育終了後の進路未決定者については、学校教育相談センター等と連携して就学中からの早期支援を進めます。	令和元年度	ひきこもり等の困難を有する若者やその家族に対して、適切な支援を受けられるよう、福祉や保健等といった機関への引き継ぎを行うなど、社会的自立に向けた支援としての第一歩につなげることができた。今後も、義務教育終了後の進路未決定者等への早期かつ切れ目ない支援を実施するため、学校教育相談センター等と連携して就学中からの支援を進めていく。	B
					平成27～令和元年度(5年間)	ひきこもり等の困難を有する若者の支援を行った。5年間合計で、新規支援実施者数は737人、終結数は417人であり、令和元年度末時点で、86人を継続支援している。また、様々な機関と2,482件の連携を図った。	B
	152	若年者就労支援事業 (若者しごと応援塾(ユースワークふじさわ))	産業労働課	潜在的な需要を喚起するために、アウトリーチの実施や地元での中間的就労の場の確保を強化します。	令和元年度	登録者数: 229人、相談延べ人数: 1,641人、プログラム等参加延べ人数(保護者セミナー含む): 4,855人、関係機関との連携・ネットワークづくり: 302回。 ニートやひきこもり等の困難を有する若者の高齢化、長期化が社会的問題となっている中、支援を必要としている方とその保護者の方への働きかけ及びそのための関係機関とのさらなる連携が課題である。	B
					平成27～令和元年度(5年間)	若年者の自立・就労支援のため、プログラムの充実、保護者セミナー等の実施、就労体験等の受入れ先の確保、及び関係機関との連携・ネットワークづくり等受託者と連携し事業を進めた。	B
	153	子ども・若者自立支援事業	青少年課 公益財団法人藤沢市みらい創造財団	社会的自立を目指す若者を継続的に支援できるよう、青少年施設や事業におけるボランティア体験等に参加することで、若者が自信を獲得し、就労に向けたさまざまな力を身につけていくことができるような機会を充実させていきます。	令和元年度	「若者しごと応援塾: ユースワークふじさわ」と連携し、社会的自立を目指す若者の社会参加プログラムの1つとして、藤沢青少年会館、辻堂青少年会館、藤沢市少年の森でボランティアの受け入れを行い活動の場を提供した。参加した若者は、子どもとの交流や担当する職員、コーディネーターとの関わりを通じて、社会性を育んだ。2020年度も継続して実施していく。	A
					平成27～令和元年度(5年間)	5年間で3カ所に延べ77人のボランティアの受け入れを行った。	A
	154	学校教育相談センターにおける相談体制の充実【再掲(102)】	教育指導課	スクールカウンセラーの活用により各学校の支援体制の充実と連携の推進を行います。小学校への本市スクールカウンセラーの配置日数を、週1日から週1.5日以上にして相談体制の充実を図ります。 本人の力だけでは解決できない問題を抱えている児童生徒に対し、スクールソーシャルワーカーを派遣し、学校や関係機関と連携しながら福祉的な支援も含めて家庭環境への支援を行います。 相談支援教室への入室を工夫することで、より多くの児童生徒が充実した活動参加とカウンセリングが受けられるよう支援を行います。 就学先の選択から入学後の支援まで、幼児の状況を観察しながらきめ細かい相談支援を行います。	令和元年度	スクールカウンセラー(SC)による相談やスクールソーシャルワーカー(SSW)による訪問など、児童生徒の学校生活等への支援充実を図った。相談受付 週6日(平日及び土曜日の午前中)、就学支援委員会 10回、相談支援教室(82名入室相談)	B
					平成27～令和元年度(5年間)	市スクールカウンセラーを2名増員し、小学校の週1.5日配置を25校、週2日配置を5校にするなど、相談体制の充実を図ってきた。 本人の力だけでは解決できない問題を抱えている児童生徒に対し、スクールソーシャルワーカーを派遣し、学校や関係機関と連携しながら福祉的な支援も含めて家庭環境への支援を行った。相談支援教室では、児童生徒が充実した活動参加とカウンセリングが受けられるような体制づくりを行った。 就学先の選択から入学後の支援まで、幼児の状況を観察しながらきめ細かい相談支援を行った。	B
	155	不登校児童生徒対策事業【再掲(105)】	教育指導課	不登校児童生徒をもつ保護者を対象に、おしゃべり広場を実施し、情報提供や情報交換、個別相談等を行います。	令和元年度	教育委員会とフリースクール等による「フリースクール等情報交換会」を初めて実施した。また、フリースクール等の代表者が生徒指導担当者兼児童支援担当者教諭協議会にて、フリースクールの活動を紹介する場を設定した。 不登校児童生徒をもつ保護者を対象にした「おしゃべり広場」を年4回実施した。令和2年度も年4回開催する予定。	B
					平成27～令和元年度(5年間)	「フリースクール等情報交換会」により、教育委員会とフリースクール等及び、フリースクール同士のつながりができ、不登校児童生徒の支援の方法に広がりができた。今後は児童生徒が利用するフリースクール等を把握し、連携を図っていく必要がある。「おしゃべり広場」については、保護者の悩みや困り感を共有でき、保護者の精神的なサポートにつながり、負担の軽減となっている。開催についての周知の方法に関しては検討していく必要がある。	B